

砥 部 町 議 会
令 和 6 年 第 4 回 定 例 会
会 議 録

令和6年第4回砥部町議会定例会（第1日）会議録

招集年月日	令和6年12月5日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和6年12月5日 午前9時30分 議長宣告		
出席議員	1 番 高橋久美 4 番 原田公夫 7 番 佐々木公博 10 番 松崎浩司 13 番 山口元之	2 番 日野恵司 5 番 柿本 正 8 番 小西昌博 11 番 大平弘子 15 番 平岡文男	3 番 木下敬二郎 6 番 東 勝一 9 番 佐々木隆雄 12 番 西岡利昌 16 番 三谷喜好
欠席議員	なし		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 大江章吾 企画財政課長 小中 学 商工観光課長 森本克也 保険健康課長 岩田恵子 子育て支援課長 堀潤一郎 農林課長 池田晃一 上下水道課長 松田博之 学校教育課長 伊達定真	副町長 門田敬三 総務課長 松田 勲 地域振興課長 善家孝介 税務課長 古川雅志 介護福祉課長 白形大伸 建設課長 門田 作 町民課長 土居 透 会計管理者 田邊敏之 社会教育課長 山本勝彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 藤田泰宏 専門員兼庶務係長 東山泰久		
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 8 番 小西昌博 9 番 佐々木隆雄		
傍 聴 者	17人		

令和6年第4回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

日程第6 認定第1号 令和5年度砥部町一般会計決算認定について

日程第7 認定第2号 令和5年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第8 認定第3号 令和5年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第9 認定第4号 令和5年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について

日程第10 認定第5号 令和5年度砥部町とべの館特別会計決算認定について

日程第11 認定第6号 令和5年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について

日程第12 認定第7号 令和5年度砥部町下水道事業会計決算認定について

日程第13 認定第8号 令和5年度砥部町水道事業会計決算認定について

・散 会

令和6年第4回砥部町議会定例会

令和6年12月5日（木）

午前9時30分開会

○議長（三谷喜好） ただいまから、令和6年第4回砥部町議会定例会を開会いたします。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 令和6年第4回定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、年末となり公私ともに何かとお忙しい中、御提案させていただいております案件を御審議賜り、厚く御礼を申し上げます。さて、先の定例会以降、国内外において今後の行方を占う重要な選挙が行われています。10月の衆議院議員総選挙においては、政治と金の問題から、15年振りに与党が過半数割れとなり、11月のアメリカ大統領選挙においては、4年振りにトランプ前大統領が返り咲きを行いました。世界各地で戦争や紛争による分断が進む中、いわゆる「またトラ」の影響がどう出るのか、現時点では混迷を深めているように思いますが、国内外での山積する問題に対し、少数与党となった今こそ、石破総理の政権運営手腕が問われるものと思っております。本町におきましても、来年1月26日、町長・町議選挙が予定されており、私の任期も、残すところ2か月となりました。町長として3期12年、職員時代も含めると半世紀以上にわたり、町政運営に関わってきたこととなりますが、来年2月5日をもって一つの区切りを迎えます。砥部町に生まれ、砥部町で育った私にとりまして、特に町長の任期をいただいてからの12年間は、御恩を返すつもりでふるさと砥部の発展に懸命に取り組んでまいりました。振り返れば、子どもから高齢者まで幅広く多彩な支援、学校施設整備による教育環境の向上、紅まどんなの産地化をはじめとした農林産業の強靱化、砥部町を舞台とした映画「未来へのかたち」や砥部焼を核としたプロモーション活動による交流人口の拡大、上下水道施設の整備や自治体DXの推進など、住民生活に「やすらぎ」と「はぐくみ」、「かいてき」と「いろどり」をもたらす様々な施策を展開してまいりましたが、それらは、職員とともに築き上げてきたまちづくりの成果であったと自負しております。地方を取り巻く環境が大きく変化していく中であって、まちづくりの方向性については自問自答する日々であり、至らぬ面もあったかと思いますが、一職員に過ぎなかった私が、これまで町長としての職務を全うできたのは、職員の皆様の支えと頑張りのお陰であり、また、ここにおられる議員の皆様をはじめ、住民の方々の御支援・御指導の賜物であったと思っております。この場をお借りして、深く感謝を申し上げます。退任後は、これまで尽くしてくれた妻や子ども、孫たちとの時間を大切に過ごしていきたいと思っておりますが、ふるさとを思う気持ちには、いささかも変わりはありません。私の心に残る言葉の一つに、坂村真民先生の「砥部の砥石」という詩があります。砥部に住む人や歴史、文化などを含む町の風土を、己を磨く「砥石」に見立てた詩ですが、これからは、私もふるさとを磨く砥石の一つとなり、砥部町の発展を支えていくことで、これまでの御支援に報いていきたいと考えております。私にとりましても、議員の皆様にとりましても、この定例会が最後の議会となり、心に期する想いはそれぞれあろうかと思っておりますが、引き続き砥部町の発展に御尽力賜りますようお願いを申し上げます。それで

は、本定例会に提案させていただきます議案につきまして申し上げます。専決処分に関する承認・報告が2件、関係団体の規約の変更・財産処分に関する議案が2件、指定管理者の指定に関する議案が4件、条例に関する議案が4件、補正予算に関する議案が6件となっております。詳細につきましては、議案審議の場で御説明させていただきますので、御議決賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三谷喜好） これから、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番小西昌博議員、9番佐々木隆雄議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（三谷喜好） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、去る11月28日開催の議会運営委員会において、本日から13日までの9日間としております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日までの9日間と決定をいたしました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（三谷喜好） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、御報告申し上げます。次に、監査委員より、10月末の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、議員派遣の結果についてを御報告申し上げます。10月31日、香川県高松市で開催された第62回四国地区町村議会議長会研修会に、14名の議員を派遣し、香川大学特任教授の金田義行氏並びにタレントの西川きよし氏の講演を聴講いたしました。以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 行政報告

○議長（三谷喜好） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。門田副町長。

○副町長（門田敬三） 令和6年9月議会後からの行政報告を行います。総務課。（1）9月8日、宮内小学校を主会場として、自主防災組織や関係機関など約600人が参加し、避難所資機材の設営など、南海トラフ巨大地震を想定した町総合防災訓練を実施しました。（2）主要

工事の進捗状況です。①消防第4分団・女性分団詰所・車庫新築工事の11月末時点の進捗率は30%。②砥部消防署広田出張所庁舎新築工事に伴う造成工事の11月末時点の進捗率は50%となっています。(3)第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査を10月27日に執行しました。投票及び開票の結果は表のとおりです。次のページをお願いします。企画財政課。8月26日から11月5日までの落札状況です。入札件数25件、設計総額2億2,296万4,000円、落札総額2億644万7,000円、落札率92.6%。内訳は表のとおりです。地域振興課。主要工事の進捗状況。砥部分校教育寮新築工事の11月末時点の進捗率は43%となっています。商工観光課。(1)10月12日から16日間、東京のギャラリーで、町産品の販売を行うアンテナショップを開催し、約1,800人の来場がありました。また、期間中の10月23日には関東砥部会も開催され、町産品の販路拡大や情報発信の強化を図ったほか、意見交換を行いました。(2)10月18日、台湾を代表する磁器「鶯歌焼」の産地である新北市鶯歌区と、観光や陶芸人材の育成など、更なる交流の活性化を図るため、覚書を締結しました。(3)11月2日・3日の2日間、陶街道ゆとり公園で、秋の砥部焼まつりを開催しました。68軒の窯元が参加し、砥部焼の対面販売などを行い、約5万人の人でにぎわいました。(4)11月10日の愛媛サイクリングの日に合わせて、町内10か所のポイントをめぐるサイクリングイベントを開催し、85人が参加しました。次のページをお願いします。介護福祉課。物価高への支援対策として、(1)令和6年度低所得世帯支援給付金と(2)同給付金の子ども加算分を支給しました。支給対象及び支給状況は記載のとおりです。(3)令和6年分所得税及び個人住民税において実施される定額減税による減税を十分に受けられないと見込まれる方に対し、その差額を調整した定額減税補足給付金を支給しました。支給状況は記載のとおりです。上下水道課。主要工事の進捗状況。令和5年度からの繰越分の第7配水池造成工事は11月30日に完成しました。次に、令和6年度現年度分。①第7配水池築造工事並びに②第7配水池電気計装、滅菌設備工事の11月末時点の進捗率は、いずれも20%となっています。次のページをお願いします。学校教育課。主要工事の進捗状況。宮内小学校トイレ改修工事の11月末時点の進捗率は61%となっています。社会教育課。(1)10月13日、陶街道ゆとり公園で、スポーツまつりinとべを開催しました。開催状況は表のとおりです。(2)11月3日、ひろた交流センターで、広田ふるさとフェスタを開催しました。郷土芸能の発表や歌謡ショーなどを行い、約2,500人の来場がありました。(3)11月16日・17日の2日間、中央公民館及び文化会館で芸術文化フェスタを開催し、2,814人の来場がありました。開催状況は表のとおりです。以上で行政報告を終わります。

○議長(三谷喜好) 以上で行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第5 一般質問

○議長(三谷喜好) 日程第5、一般質問を行います。質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されるよう、議員各位に御協力をお願いいたします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先に

その旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは、質問を許可します。12番西岡利昌議員。

○12番（西岡利昌） それでは、議長の許可を得ましたので、1問質問をいたします。まず、重信川の砂利採取についてをお尋ねします。重信橋を通るたびにですね、河床がだんだん盛り上がり、橋の下に近づいてくるような感じ、能登半島の海岸、盛り上がった海岸のような感じでございます。また、川の兩岸を見ると、河床と堤防上部までの高低差が余りないような気がする半面、堤防の外の住宅地は低く感じます。何年かおきに、河床の掘削工事をやってはいただいています、近年では異常気象による集中豪雨が頻発しており、上流から運ばれてくる土砂が想定以上に増え、堆積しているのではないのでしょうか。そこで、思い出されるのが河川の砂利採取で、昭和30年代には、重信川でも業者が営業用に砂利を採取していた時期がありました。河床掘削による洪水防止、資源の有効利用にもなる重信川の砂利採取を復活するよう関係機関に働きかけてはどうかと考えますが、町長の御所見をお伺いします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 西岡議員の御質問にお答えします。重信川の砂利採取についてとの御質問ですが、議員も御承知のとおり、砂利採取については、河川法と砂利採取法の許認可が必要となっております。現在、国土交通省松山河川国道事務所では、河床掘削工事のコスト縮減を図る観点から、重信川水系において指定する場所で、工事の代行を条件とした砂利等の採取希望者を公募する試みを実施しておりますが、応募がない状況となっております。なお、御指摘のあった箇所につきましては、今回は指定されておりましたが、今後、公募の指定を含め、国に対策の要望を行うとともに、国と連携し、重信川の治水対策を推進してまいりたいと考えております。以上で西岡議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（三谷喜好） 西岡議員。

○12番（西岡利昌） 昔はですね、皆さんも、年配の人じゃないから分からないとは思いますが、砂利を取ってですね、それを販売して、ビルとかいろいろなものに有効利用をしていたわけでありまして。それがもう昭和30年代の後半ですか、取り過ぎたんでしょ、中止になってですね、今は川内、重信の山之内というところ辺の山を砕いて、あそこ辺にプラントをつくってですね、砂利を製造をして、販売をしておるという状況であります。そこでですね、もう昭和30年からですから、もう随分たちました、堆積が非常に増えております。工事を時々やられてはおると思いますが、堤防の根本というか、底の方を少し補強しただけではですね、もう今の異常な線状降水帯とかいろいろありましてですね、すごい雨が降った場合は、もう川の堤防を越える可能性が、もう出てきましたから。もうそういう、失礼なかもしれませんが、小手先ではもう難しいんじゃないかなと。そういうことでですね、抜本的に山の岩を砕いてつくる砂利もですね、川の床にたまった砂利をとおして、昔のように使うのも同じですから、むしろ下の方、重信橋の辺りじゃったら、山之内から出すよりかは、非常に近い所ですから、無駄もなく有効に使えるんだらうというふうに思います。そういうことも含めてですね、町長さん、そのちょっと1番高い所を少しのけるとか、そういうことではなくて、抜本的にもう川の底ぐらいまで下がるぐらい、何年かかけて、昔のように取ってはどうかというよう

なことを、国土交通省の役員の方にですね、言っていたらと思います。もう一度そこら辺、お願いします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの面岡議員さんの御質問にお答えをいたします。河川というのは、水の通る河床断面があります。現在重信川を見ても、河床が上がって見えるように見えますけれども、国土交通省辺りに協議いたしますと、余り上がってないということで、今、河川につきましては、川底が上がると、河床掘削という形で断面を確保するような工事をしておるかと思いますが、そういった工事をしております。先ほど答弁させていただきましたように、砂利採取については、許可が要るということで、現在申込みがない、今、重信川のおっしゃる橋の周辺は、指定地域にはなっていないということではございますけれども、そういったことで、今は、もう山の土を、石を採るということで、川砂利は余りっていない現況にはありますが、断面があるということで、先ほど面岡議員さん言われましたように、河床を下げるということになりますと、堤防の補強になりませんので、そういったところは、十分専門家の方が検討しての河道の確保ということでございますので、御理解をいただいたらと思います。

○議長（三谷喜好） 面岡議員。

○12番（面岡利昌） 川の砂利をですね、取ってもらう。そして、川底、かなり下げてですね、堤防の上と下の差をつけて、少々の水が出ても越さないように、スムーズに流れるようにするというのに対してですね、お願いをする。それは、町が損するわけでもなんでもない、そういうことができれば、周辺ですね、拾町とか麻生校区の川に近い所の人の安全を守ることですから。これはもう、できるできんということは、いろいろあるんだろうと思うんですけど、ちょっとそういうところは、力を入れていっていただくように、それはちょっと積極的にやってもよろうんで、別に町になんか損害があるんで、そういうことを言うたらいかんのであればですね、それはそれなりに遠慮もせないかんこともあるかもしれんけれどもですね。皆さんの安全を守るために、やっぱり、砂利はやっぱりもう半世紀以上たってますから、かなり堆積してます。それまでは、戦前戦後ずっとね、あそこの砂利を取って、そのときまで中止をしなかったと。それから中止をして、もう半世紀以上、50年以上も十分たってますから、少々ではない、かなり堆積をしておると私は思います。そこら辺、町長、私が言うのおかしい所があれば、指摘をしていただいて結構です。お願いします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほども御説明をさせていただきましたように、河川というのは、面積、通る面積がありまして、今は、見た目に河床が上がって見えるかと思いますが、いわずらに下げたら、面積が広がって、水が通るじゃないかという議論かも知れませんが、それは堤防を守ることになりません。河川を見ただけで、堤防を守るためにコンクリート辺りで河床をしっかり固めて、えぐれないようにしておるかと思いますが、そういったところがありますので、下げて、河道の面積を増やせば、水が十分通るじゃないかという議論とは少し違うところがありますので、その辺り、砂利を取って下げたらいい



んじゃないかという議論も、面岡議員さんのおっしゃること分かりますけれども、川というのは、そういうところもありますので、取ったらええというだけではございませんので、御理解をいただいたらと思います。

○議長（三谷喜好） 面岡議員。

○12番（面岡利昌） 特に先ほども言ったようにですね、砥部町のリスクというか、損害もないと思うんですよ、言うて、していただく、いただかないは。だから、やはりそういうことは、やっぱり言うてですね、危なくない、まだそんなにたまってない言われる町長のお考えは、どうかなと。もう50年以上も上から流れていって、堆積してますから、私は堆積は大分しておると思います。簡単に言うたらですね、氷山の一角というか、先はちょっとしか出てないですから、さっきの1番高いようなとこだけちょっとのけてですね、なんか治ったようにしても、下に大きなコンクリあるように、やはり、かなり下へ、全体的に下げなんたら、危険性はなくなるんじゃないかなあというふうに思うんでありますけれどもですね。どうしてもそういうことを国交省へ言えないというような理由があれば、それはそういうもんですから、私はいいいんですけど。それは言えないんですか、どんなんですか。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員さんの御質問、言えないわけでは全くございません。先ほども最初の答弁したように、申請をすればできるということで、申請がない状況にあるということでございます。町が何も損するもんじゃないがというふうなことではございませんで、先ほど私が説明させていただいたように、河川というのは、水が通る断面でございまして、それを、国交省は現在のところはあると。見た目で上がるとという所は、あそこ、以前、重信のスマートインターの盛土にも使ったりして、御坂川についても、砥部川の上流、合流地点についても河床掘削してます。そういったことで、たまればしておるということで、町が費用が要らんのやけん申請して下げたらどうぞというのは、先ほど来言うてるように、面岡議員さんの見た目に、私らの見た目に、少しこう砂利たまるとなっているのは感じますけれども、専門家に言いますと、河道は確保されておるということでございますので、先ほども言いましたように、いたずらに下げると、堤防を守れないというところもありますので、その辺りは、技術的なことも含めて御理解をいただいたらと思います。

○議長（三谷喜好） 面岡議員。

○12番（面岡利昌） なんかちょっと、いろいろな時期尚早というか、そういう感じもして、もうちょっと考えて、様子を見た方がいいんじゃないかというふうに理解をいたしましてですね、機会があれば、なるべくそういうことを言うていただくようにということで、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 面岡議員の質問を終わります。9番佐々木隆雄議員。

○9番（佐々木隆雄） 9番佐々木隆雄でございます。私は、今4期目、16年目を迎えました。16年間で今日の質問が64回目になります。うち、佐川町長とは48回目の一般質問のやりとりをさせていただくというふうなことになりました。先ほどの町長の御挨拶の中に、様々な、町民本位の施策を打ち立て、職員の皆さんと一緒に、また私たち議員も含めて、できる限

り実現しようと、そして、していただきました。私は自分の質問との関係で、少し紹介させていただきたいと思いますが、まずは、コロナ感染で本当に大変なときに、先頭に立ち、様々な施策、特に町独自の幾つかの対応策なんかもとっていただきました。本当に素晴らしいことをしていただいたというふうに思います。それから、議員になった当時は、医療費はまだ小学校の卒業までだったんですけども、前中村町長のように、小学校卒業まで確か拡大されたんじゃないかと思いますが、その後、佐川町長になり、中学校、さらには18歳高校卒業までというふうに、医療費の拡大を図っていただきました。それから、今年度は、昨年ずっと地域の方が署名も集めて、だんだんと高齢になってくると聞こえにくくなるし、補聴器が必要になってくると、そういう人たちに、補聴器の購入の助成をお願いできんだろうかという願いもしましたが、この春から、そういうこともできるようになりました。さらには、最初は、町長も、もう県の決めたことだから、これは難しいというふうに判断をされておりましたが、松山南高校砥部分校が存続に向かって歩き始めると。今議会でも、また教育寮の条例のところの話も出てまいります。存続に向け、そして、砥部町の発展のために、ぜひとも砥部分校を皆さんと一緒に、世界に発信していきたいというふうなことも決断もされました。このようなことに対して、まず私は議員として、そういう声にこたえていただいたということに対して、感謝を表明させていただきたいと思います。それでは、本日通告しております一般質問について、移らせていただきます。3点ございます。まず1点目は、公共下水道事業の現状と今後についてということで、本町における公共下水道については、平成23年度より供用を開始し、都市計画区域内の整備に向け、引き続き工事が進められているところですが、決算の特別委員会等でも報告をいただいておりますが、改めて、最新の接続率並びに区域内での未接続の理由、そういうものについて。それから、宅内に公共ますを設置していても、下水道管に接続していない家庭あるいは事業者はあるのかどうか。もしあるのであれば、その理由について。それから、3点目は、これからまだこの事業は進めていくわけですが、今後の展開について、どのようなことに留意する必要があるのだろうかというふうなことについて、町長の御所見をお伺いいたします。2点目は、先ほども触れましたが、松山南高校砥部分校教育寮トベリエの初年度の運用についてお尋ねいたします。2025年4月から運用が始まる砥部町教育寮トベリエについて、在校生が入寮することは可能でしょうか。計画時の説明では各学年15人とのことでしたが、初年度全ての新生が入寮するという事ではないと思います。施設の有効活用という点においても、在校生を受け入れてはどうかというふうに考えますが、町長の御所見をお伺いいたします。3点目は、電気自動車購入への補助を。これは、私個人的に、秋口に町民アンケートでも実施したんですけど、その中に書かれておりました。愛媛県では、家庭での電気自動車普及拡大を図るため、市町が実施する購入補助に対して間接補助を実施しており、令和6年6月末時点で県内13市町が実施しています。本町ではまだ実施しておりません。今言いましたように、町民からそういった補助事業実施を要望する声も聞かれますが、電気自動車の普及拡大に取り組むことについて、町長の御所見をお伺いしたいと思います。以上3点でございます。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほどは48回の質問があったということで、私ももうそんなに長い間

したんかなというふうに、またいろいろとお褒めをいただきまして、感無量でございます。ありがとうございました。佐々木隆雄議員の御質問にお答えします。初めに、公共下水道事業の現状と今後についての御質問ですが、まず、最新の接続率並びに区域内の未接続の理由につきましては、令和5年度末現在で67.2%となっており、理由としましては、高齢世帯が費用負担が困難であることや、既存の家屋の築年数や浄化槽が使用可能であることなど、経済面での要因が主となっております。二つ目の宅内に公共ますを設置していても、下水道に接続していない家庭や事業所はあるのかという御質問ですが、もしあるのであればその理由はということにつきましては、最近の調査では551件となっております。理由としましては、既存の浄化槽が使用可能であることや、建て替え、売買の予定があることなどとなっております。三つ目のこれからの事業を進めていくうえで留意すべきことにつきましては、少子高齢化や人口減少、空き家の増加などが課題となっており、下水道全体計画区域の縮小を昨年度に行っております。現在、排水設備工事資金融資のあっせん、利子補給を行っておりますが、当該資金自体への助成を検討し、くみ取りや単独浄化槽から下水道へ接続することにより、住環境の改善が図れることなど、住民の皆様が前向きに検討いただけるよう、周知してまいりたいと考えております。次に、大枠2点目となる松山南高砥部分校教育寮トベリエの初年度の運用についての御質問ですが、現在、町内で一人暮らしをしている1、2年生は5人であり、調査の結果、入寮希望との回答を得た4人を受け入れる予定としております。また、遠隔地からバスや自転車で通学している生徒につきましても、入寮希望があれば対応したいと考えております。最後に、電気自動車購入への補助金をとの御質問ですが、佐々木隆雄議員の御指摘のとおり、愛媛県においては、令和4年度から10万円を上限とし2分の1の間接補助を実施しております。本町におきましては、住宅用新エネルギー機器設置に対する補助事業を実施しておりますが、国の2050年カーボンニュートラルの実現や、県内における電気自動車購入補助の広まりを受け、更なるCO2排出削減の施策として検討してまいりたいというふうに考えております。以上で佐々木隆雄議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 9番佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） まず1点目のところで、つながない理由の中に、経済的なことがあるというふうな内容の答弁がありましたんですが、私も思い起こして、最初頃にですね、一括にすれば安くなりますよというふうな話とかですね、それから、逆に分割で支払いもできますよというようなことで、これは、今も当然生きてますよね。今、分割でこの制度を利用してる方っていうのは、どれぐらいおいでなんでしょうか。担当課長、お分かりでしょうか。

○議長（三谷喜好） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えいたします。現在、分割で利用されている人数の方なんですけれど、ちょっと資料の方を持っておりませんので、また後で御報告させていただきたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） よろしゅうございますか…、それで。いいですか。佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） ちょっと質問が逆になった部分もあって、申し訳ございませんでした。一つは、接続しないお宅にお邪魔して、本当に丁寧に説明もね、されて、いろいろ町民の

皆さんの声も聞かれているというのもお聞きはしていたんですけども、やっぱり経済的に大変なのよっていうふうなお話なんか受けたときに、こういう制度ありますということで、多分ね、ちゃんと説明なんかもされてきたんだろうとは思っています。それを前段にして、先ほどそういうことで、設置のために、分割でもいいからやりたいというふうな方がどれぐらいいるのかなというようなことを、ちょっと知りたかったもんですから。また、何らかのときに、ちょっとお答えいただければと思います。あと、もう本当に人口減で、縮小もいうふうな話、町長の答弁の中にもありまして、私どもも、その報告も聞きましたんですが、下水道料金の値上げが必要だというふうに、公共下水道事業経営戦略の中には、当面はそういうことは考えていないというふうには書かれてはいるんですが、下水道料金の値上げについては、まだ現状ではそういう心配はないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの御質問にお答えいたします。下水道料金につきましては、砥部町は、やはり将来に向かって、下水道に対する負担が増えるというふうなことで、最初に下水道料金については、近隣の市町村で見ますと、そんなに安くはない、しっかりとした料金をいただいております。それは、我々行政に携わる者としていたしましては、安くすることに越したことはないんですけども、将来の負担を考えますと、妥当な料金にしておりますので、そういう意味を含めまして、まだ、今すぐ上げるというふうなことにはありません。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 上がらないだろうということで、安心をいたしました。下水道事業に関しましては、もう町長が現職、町職員の当時から、いろいろ携わってこられて、今こういう形で進んでいるわけなんですけども、人口減だとか等々については、一部ね、致し方ない面もあるかと思いますが、まだ、在任中に、さらにこの事業が頓挫しないように、御尽力いただければと思います。2点目の松山南高校の教育寮の関係では、今お答えいただいて、もう在学生でも、希望があれば入寮もできるというふうなことをございます。これ、担当課長にお聞きしたいんですが、遠隔地から砥部分校への入学を希望する方へということで、地域振興課と学校名で、教育寮と月謝の御案内というのがありますね。これで、丁寧にやってるなと思ったんですけども、入寮者の選考方法について、少し御紹介いただけませんか。

○議長（三谷喜好） 善家地域振興課長。

○地域振興課長（善家孝介） ただいまの御質問にお答えいたします。選考方法につきましては、寮則などに記載しておりますルール違反とかですね、そういうのを全部承諾いただきまして、それを保護者の方から書面として出していただきます。その中で、その方が全て、今回私どもが寮として迎える立場として、迎える寮則の中で、全部適用対象者であるかどうかという判断をさせていただきます。現在、その方たちを面接するかどうかというのは、ちょっと内部で協議しておりまして、そこはまだ詳細は決まっておりません。以上でございます。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 極めて単純な質問なんですけども、1学年15人ということで、現在の2年生、それから1年生で、それぞれ15人までは受入れ可能ですよね。それで、例えばこ

の基準の中で、例えばですね、県内に保護者が居住する生徒の選考は、原則として次の1、2の順に優先する。保護者が四国中央等々と比較的遠く、もしくは松山の島しょ部と。さらに来年度の頃では、もう松山市やこの近辺も含めてというふうなことで、通学時間がおよそ1時間半を超えるというふうな方が対象になるということですね。空きがあるのであれば、入寮したいという方が、これからもまだ出てくるかとも思われるんですね。学校との関係もあるんでしょうけども、その辺の対応については、かなり柔軟にやっていただけるんでしょうか。

○議長（三谷喜好） 善家地域振興課長。

○地域振興課長（善家孝介） ただいまの御質問にお答えいたします。在校生につきましては、卒業していただきますので、今回規定しておりますのは、来年度新規に入られる1年生の基準になります。ですから、今現在の1、2年生、来年度に2年、3年生になる在校生につきましては、希望があれば、入寮いただければ、施設の有効活用になると、私どもも考えております。

○議長（三谷喜好） 佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） この寮も、私たちも賛成して、本当に、町民の皆さんからもそんなに大金かけて大丈夫なんかというふうなね、声なんかもありますし、できる限り、もうできたときから、たくさんの人に利用していただいて、少しでも費用を、早くから少しずつ回収できるようなことも考えていただければというふうなことで、ぜひまたよろしくお願ひしたいと思ひます。3点目につきましては、本当に県下で、私も初めてこういう事業があつて、いろいろ参加しているというふうな状況を見ましてですね、町民の方からの声もあつたんで、取り上げさせてもらったんですけども、カーボンニュートラルのことで、どこもそれについてね、やっつては駄目だというふうなことではないと思ひますんで、またいろいろ研究・検討もしていただいて、これも直接町がね、そういう意味では、直接負担をしてというふうなことはないようですから、県の事業として、町がそれを紹介するというふうなことですんで、ぜひ町民の皆さんにも広げていっていただきたいというふうに要望いたしまして、町長と最後の一般質問になりましたが、これで終わらせていただきます。

○議長（三谷喜好） 佐々木隆雄議員の質問を終わります。5番柿本正議員。

○5番（柿本正） 5番柿本正でございます。佐々木隆雄議員からもお礼の御挨拶がありましたけど、私からも一言お礼を申し述べさせていただきたいと思ひます。私は、昭和50年に役場に奉職し、私の直属の上司が佐川町長でございました。いわゆる様々な御指導いただき、41年間お世話になりました。また、議員として8年間、様々な御要望を応えていただきまして、改めてお礼と感謝を申し上げます。さて、本日は2問質問させていただきます。1問目、歴史情報発信による更なる発展をとということで、今年10月18日、本町は台湾新北市鶯歌区と国際交流覚書を締結いたしました。これからいろいろな分野で相互交流が始まりますが、やはり機運を高めるためには、覚書締結に至った歴史的背景を含め、広く町民に情報発信する必要がありますと思ひます。私も、一昨年12月議会で鶯歌区との友好交流協定について提案をいたしましたが、それからわずか2年足らずで覚書調印までこぎ着けられましたことに対しまして、ひとえに佐川町長の熱意が関係者の皆様に伝わったからではないでしょうか。また、一昨年質問

した際には、「今から約 100 年前に当時の国策として、台湾経済発展のために砥部焼の陶工が派遣され、絵付け技術など窯業の近代化が図られました。その後、砥部焼の取扱店は台湾全土に広がり、昭和初期には 120 店舗で販売され、鶯歌区は陶磁器の産地として発展し今日に至っています。」と触れましたが、そのことにつきましては、台湾大学で数年前に文献が発見され、鶯歌陶瓷博物館も尊重されていると聞き及んでいます。江戸時代から陶石を水車で砕き、砥部焼の原料となる土の生産を担ってきた坪内家の歴史など、様々な砥部焼の原点が引き継がれ、このたびの鶯歌区との縁に繋がったのです。そのような情報を含め、町内はもとより広く発信することで機運を高め、焼物つながりによる陶芸・教育・観光など各分野での交流を促進し、両者の発展につなげていくことが求められると思いますが、町長の御所見をお伺いします。2 問目、体育館へスポットクーラーの導入をでございます。今年は、10 月になってからも夏日が続出するなど、統計史上最も暑い夏となりましたが、今回は体育館での暑さ対策についてお尋ねします。体育館は建物の構造上、通気性が悪く、外からの風が入りにくいいため、夏場は室内の温度が上昇し、熱がこもりやすくなります。特に、スポーツ大会やイベント開催時には、大勢の人が一堂に会することで、体温や呼気から発生する熱が室内にこもり、それに蒸し暑さが加わることで、体感温度も大幅に高まります。また、体育の授業や、スポーツの練習・試合などでは激しい運動により、体温が急激に上昇するため、熱中症のリスクが高まります。対策としましては、従来から言われているこまめな水分補給や休憩、冷却グッズの活用は大事ですが、やはり何と言っても空調設備の導入が効果的で、空気量が膨大な全館空調は現実的ではないことを考慮すると、運動や競技をする場所をピンポイントに狙えて、低コスト・高効率なスポットクーラーが最適な対策ではないでしょうか。100 ボルト電源で運転できるため、特別な電気設備工事の必要もありません。一度設置したら動かさないエアコンと違い、キャスター付きで好きな場所に移動できる優れものです。ぜひとも来年夏の暑さを迎える前に、町有 7 施設、小中学校・中央公民館・ゆとり公園の体育館へ導入されてはと考えますが、教育長の御所見をお伺いします。以上 2 問、よろしく願いいたします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 柿本議員の御質問にお答えをいたします。初めに、歴史情報発信による更なる発展をとの御質問ですが、鶯歌区との国際交流覚書につきましては、松山南高等学校砥部分校と新北市立鶯歌高級工商職業学校との姉妹校提携に始まり、砥部焼と鶯歌焼関係者との交流を経て、このたびの締結に至っております。今後におきましては、本覚書に基づき、窯業や観光、教育、文化などの幅広い分野において、民間レベルでの交流を促進するとともに、相互理解を深めながら、両自治体の更なる繁栄と発展に向けて、取り組んでまいります。その中で、柿本議員の御質問にございます、砥部焼との歴史的背景を含め、町内外に向けて、様々な情報発信を行ってまいりたいと考えております。次に、体育館へのスポットクーラーの導入については、教育長が答弁をいたします。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 柿本議員の御質問にお答えをいたします。体育館へのスポットクーラーの導入をとの御質問でございますが、体育館のエアコン導入に関しましては、多額の費用を

要することから、将来の課題として検討することを、昨年的一般質問でもお答えしたところでございますが、近年の異常ともいえる気象状況を鑑みれば、何らかの対策が必要であると考えております。そのため、学校の体育館、中央公民館及び陶街道ゆとり公園の体育館に、スポットクーラーの導入を検討しているところでございます。以上で柿本議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 柿本議員。

○5番（柿本正） 1問目の更なる発展について、若者のにぎわいにつながる1例を紹介したいと思います。国内外8拠点でゲーム・アニメ等の開発を手がけている株式会社オートクチュールさんは、9年ほど前から松山オフィスで、台湾の大学から研修生を受け入れています。コロナ禍の2020、2021年は中断していましたが、その規模は年間約20人、多い年で40人受け入れた年もあり、通算で受入研修生は延べ200人に達しております。デジタルコンテンツに係る最新のデザイン力や実践力を学ぶ場を提供しており、オートクチュールさんのサテライトオフィスが分校内に設置されたことをきっかけに、研修生自体も町内の空き家を学生同士でシェアし、町内での研修を希望していると聞いています。それは、市内より環境が良いことと、大掛かりですから、家賃が安く済むことが大きな理由で、軌道に乗れば、オートクチュールさんも受入人数を増員したいというふうな意向でございます。町内の空き家で台湾留学生が生活すれば、更なる交流人口の増加につながります。大南筋商店街を女子大生が連れ添って歩く姿を、わくわくしませんか。私は、もう今からでも楽しみでしようがございません。しかし、空き家が見つかりません。2年前の空き家実態調査では、大南筋には、即入居可能な空き家が14件ありますが、所有者の意向が把握できていないのが現状ではないでしょうか。また、オートクチュールさんは、分校と教育寮の道筋に、ゲストハウスをつくりたい意向のようです。そこでは、分校生徒、台湾留学生、窯元などの交流拠点並びに寮生の休日の居場所として、そして、そこには全国からのアニメ・ゲームファンが集える拠点として、にぎわいの創出を図る将来ビジョンが描かれています。一方、砥部分校では、来年4月から新たにゲームクリエイションコースがスタートします。3年間プロの技が修得できる、魅力ある学校の情報発信も、今後更なる発展につながると思います。私が本年6月議会で質問いたしました、町内誘客の取組にもつながると思います。台湾鶯歌区との歴史的な焼き物つながりが縁で、現在に至っておりますので、今後、毎月特集号を作成していただき、台湾の女子大生が空き家を探しているよとか、ゲームクリエイションコースの授業がすごいことになっているよとか、こういった情報発信も一つの例として「広報とべ」に挟んで発信すれば、空き家の情報提供もおのずと自然に入ってくるのではないかと思いますし、全国からの注目度も格段に上がるのではないのでしょうか。再度、佐川町長の御所見をお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 柿本議員の御質問にお答えをいたします。南高砥部分校の存続というふうなことで、その存続の猶予と、中にオートクチュールでゲームクリエイションコースが入ったというふうなことで、現在の40人から80人になったということで、今、県立高校の中に企業が入って、いろんなことをしていただいておりますというふうなこと、この第一歩が、これから

どんどん広がっていくんだというふうに思っておりますし、空き家を利用して、台湾の学生等が来て、これからもにぎわいの創出になるというふうなことは、夢のあることでありますし、着実にこの事が進んでいくだろうというふうに思っておりますので、また大いに期待をして、私もそういった方向に十分検討したいというふうに考えております。

○議長（三谷喜好） 柿本議員。

○5番（柿本正） 10月18日の協定締結式、新北市鶯歌区の熱烈歓迎の様子がニュースで流れました。私も見させていただきました。実は2日前から、町内関係者等延べ11人が台湾交流に参加されておりまして、現地でこのライブ中継も見られております。今後は、鶯歌区から、またやってまいります。どうか砥部町としての熱烈歓迎の地盤固めもお願いを申し上げまして、次のスポットクーラーに移らせていただきます。教育長、導入を検討されているということなのですが、私のイメージでは、もう小学校の体育館でも二つは要ると思うんですね。まず、競技の場合は2チームがおりますんで、それぞれのベンチに一つずつはいると思うんです。それと、ゆとり公園は、延床面積が小中学校の体育館の2倍から3倍あります。やっぱり大きなイベントになりますと、2台では当然少ない、最低でも6台ぐらいは要ると。具体的な数字、今から言うてもあれですけど、できたらですね、もう来年の当初予算に購入費用を上げていただかないと、来年の夏に間に合わんと思うんです。実はゆとり公園で、今年の5月にですね、熱中症で緊急搬送されております。5月です。そんなことも含めて、もう一度答弁をお願いします。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 柿本議員の御質問にお答えをさせていただきます。ちょうど今、当初予算の予算編成時期でもございますし、この件につきましては、予算編成の場ですね、議論をしていきたいと思っております。そして、台数の件なんでございますけれども、体育館の広さであるとか、そういうところで、何台必要かということも含めて検討しておりますけれども、併せて電気容量ですね、これも関係してきますので、その辺りも含めてですね、今検討をしているところでございます。以上でございます。

○議長（三谷喜好） 柿本議員。

○5番（柿本正） 特に子どもたち、部活動とかですね、もうふらふらになって、もう父兄から、もうなんとかしてくださいというふうな、もう要望がございます。前向きな導入に向かって期待をしておりますので、よろしく願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三谷喜好） ここでしばらく休憩いたします。再開は10時50分の予定です。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開



○議長（三谷喜好） 再開いたします。一般質問を続けます。1番高橋久美議員。

○1番（高橋久美） 1番高橋久美でございます。初めに、私は1期4年間でしたが、1回も欠かさず一般質問に挑戦してまいりました。行政をはじめ、様々な経験を学びましたが、それを今後に活かしてまいりたいなと思っております。町長、4年間ありがとうございました。では、議長の許可をいただきましたので、2点質問いたします。学校連絡アプリの導入を。共働きで子育てをする保護者は多忙で、子どもを学校に送り出す平日の朝は、特に時間に追われがちですが、学校への欠席や遅刻、早退などの連絡は、電話が主な手段です。電話をかけてもつながるとは限らないため、保護者からは負担軽減にもつながる学校連絡アプリを本町でも導入してほしいとの声をいただきました。アプリには、保護者からの欠席連絡のほかにも、教員の働き方改革を推進する目的で、学校からの臨時休校や緊急時のお知らせ、PTAの会議や個人懇談の案内及び出欠確認、保護者を対象にしたアンケートの機能を備えたものもあります。先進自治体では、小中学校のほか放課後児童クラブや保育施設にも導入されています。佐賀県唐津市では今年度から市内全ての小中学校にアプリを導入し、保護者・教員双方から電話対応に伴う負担が軽くなったと好評のようです。保護者・教員の負担軽減に加え、ペーパーレス化による経費削減や子どもから保護者への連絡忘れ防止などの効果も見込める学校連絡アプリを導入してはいかがでしょうか。教育長の御所見をお伺いいたします。2点目です。赤ちゃん誕生を祝うオリジナル命名書のプレゼントを。宇和島市や香川県東かがわ市、茨城県取手市などは、赤ちゃんの誕生を祝うオリジナルの命名書を作成し、出生届を提出した住民に配布しており、好評を博しています。命名書には赤ちゃんの名前や生年月日、身長・体重が印字されており、A4サイズや持ち運びに便利なはがきサイズ、デザインも自治体にちなんだ木や花、キャラクターなど好きなものを選べるようになっています。申込期間は赤ちゃんの1歳の誕生日までとなっており、ホームページからダウンロードして各家庭でも作成可能ですが、出生届の提出時に申し込めば、その場で配布されるため、ほとんどの人が申し込んでいるとのこと。本町でも子育て世帯にエールを送るオリジナル命名書の配布を提案したいと思いますが、町長の御所見をお伺いいたします。以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 高橋議員の御質問にお答えします。初めに、1点目の学校連絡アプリの導入をとの御質問ですが、私の答弁の後、教育長が答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。2点目の赤ちゃん誕生を祝うオリジナル命名書のプレゼントをとの御質問ですが、命名書の作成につきましては、家庭行事としての伝統的な形式によるもの、また、民間企業によるデザイン性豊かな命名書が作成をされております。本町におきましては、結婚応援事業の一環として、砥部焼の出生記念品の贈呈を行っております。砥部町のオリジナル命名書のプレゼントにつきましては、住民の皆さまからの要望等をお聞きしながら、検討してまいりたいというふうに考えております。以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 高橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。学校連絡アプリの導入をとの御質問ですが、教職員の負担軽減や業務改善等に寄与するため、出欠の連絡、学校

からのお知らせ及びアンケート調査などを、現在導入しているアプリを活用して、行うことを検討をしております。運用に当たりましては、学校と保護者が、大切なことはしっかりと伝え合って、意思の疎通を図ることが重要でございますので、必要に応じて電話等で伝え合うなど、適切にアナログとデジタルを使い分けて、対応してまいりたいと考えております。以上で高橋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 高橋議員。

○1番（高橋久美） 最初に1問目からいきます。現在使われているアプリというのは、どういう内容のものでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（三谷喜好） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。現在、子どもたちが一人1台のタブレット端末で利用しておりますGIGAの分ですけれども、そちらで利用しているアプリの、部分的にそういう機能もございますので、そちらの方を活用して行ってみてはということで、検討をしているところでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 高橋議員。

○1番（高橋久美） 今のお答えですと、子どものタブレットの部分機能を利用して、使っていくということですが、親御さんの持っている携帯とかから連携ができるのか、そうですね、出先ですることもあるでしょうし、出勤途中に使うこともあると思うんですが、すごく使いにくいのではないかと、ちょっと一瞬感じました。それは、どうお考えでしょうか。

○議長（三谷喜好） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） 御質問の方をお答えいたします。子どもさんのですね、アカウントの部分を利用しまして、保護者の方に一人一人アカウントの方を設定させていただきます。それで、保護者の方には、そのアプリの方を登録していただいて、利用していただく必要があるんですけれども、それは、もう御自分の携帯とかですね、パソコン等でも利用ができるような形になりますので、特に不便性というものは、保護者にとってはないというふうには考えております。

○議長（三谷喜好） 高橋議員。

○1番（高橋久美） そのアプリなんですけれども、選んだ理由、様々あると思うんですけれども、それは値段であるのか、使い方であるのか、あと、今後そうですね、追加機能等ができるタイプなのか、そういうのも教えていただければよろしいでしょうか。

○議長（三谷喜好） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。現在のアプリの一部の機能を利用するというので、それは、費用的にはかからないという形になっております。ただ、運用の方につきましては、実際に使っていただいた中でですね、利便性とかそういうものについては確認をしながら、試験的にやっていきたいというふうには考えておりますけれども、まずは学校と保護者の方で、その辺のところの利活用について、十分話をさせていただいて、御理解をいただいた上で、活用の方については考えていきたいと思っております。アプリそのものについては、基本的な機能は付いております。あと、追加機能とかそういう部分につ

いては、また今後の、アプリの利便性等も鑑みながらですね、対応については検討してまいりたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 高橋議員。

○1番（高橋久美） 今後、また子どもの世代ですが、デジタルは当たり前ですし、今の親御さんも当たり前を使いこなす世代です。どうせ導入を考えるのであれば、使いやすいアプリであり、教職員の皆さんや保護者の皆さんの御意見も聞きながら、導入していただきたいと思えます。また、幼稚園・保育所・こども園・放課後児童クラブなど活用する場は多いと思うんですけれども、ばらばらに入れるのではなくて、トータルで考えた導入をしていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（三谷喜好） 堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） 高橋議員さんの御質問にお答えをいたします。先ほど保育所・幼稚園・こども園という部分に対するアプリっていうのもございましたが、実は、砥部こども園及び宮内の幼稚園、また、麻生の保育所につきましてはですね、今アプリって言いますよ、来月の1月からですね、本格導入という形で、今現在準備を進めているところではございますけれども、登園管理であったりとか、保育のそれぞれのお子さんの日誌をつけれるようなですね、今アプリを導入、業者も決まっていますし、それに向けて、保護者に対してもですね、そういったアプリの周知を今後していきましてですね、1月からやらしていただくこととなりますし、ちょっと児童クラブについては、先ほどおっしゃったように、学校の進捗状況等含めてですね、連携してやっていきたいなと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 高橋議員。

○1番（高橋久美） もうすぐ導入ということで、うれしいお知らせでした。ありがとうございます。学校の方もスムーズに進めていただければ幸いです。2問目の命名書の方に移ります。結婚応援事業として、砥部焼の出生記念品の取組があるということですが、私も、友人がいただいたのを見て、すごく喜んでいたので思い出しました。砥部焼の何か体験チケットがあって、手形・足形でプレートを作れるという何か体験もあるということで、利用される方も多いのではないのでしょうか。それに加えて、命名書を検討していただけると、本当にうれしいと思います。今ですね、デジタルの命名書というのもありまして、紙をいとう方も多いので、デジタルで、携帯の方にいただければ、それを写真と組み合わせたり、自分で印刷してフレームに入れたり、Tシャツやオリジナルグッズなどつくれるような機能が付いておるそうです。紙とデジタルとあると思うんですけれども、そのような活用も一緒に検討いただける余裕はありますでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。今現在、記念品と手形・足形、出しておりますけれども、この、今議員さんの御質問にあります、オリジナルの命名書、そんなにお金がかかるような問題ではございませんので、十分検討したいというふうに思っています。また、今の時代ですけど、デジタルでいただいて、それを自分が起こすという案と、

現場でもらうのか、どちらがいいかは、また担当のところまで十分検討させます。以上です。

○議長（三谷喜好） 高橋議員。

○1番（高橋久美） ありがとうございます。デジタルか紙かは、もう選んでいただいて、砥部町の温かさが伝わる支援になればうれしいと思います。よろしく願いいたします。以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 高橋久美議員の質問を終わります。2番日野恵司議員。

○2番（日野恵司） すいません、ちょっとフライングをしてしまいました。私も先ほどの高橋議員と一緒にございまして、今期、4年の間ですね、毎回、御質問をさせていただきまして、町長の方に本当に御丁寧に御答弁いただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げたいと思います。それでは、2番日野恵司でございます。2問御質問をさせていただきます。まず、1番目でございますが、地域コミュニティの希薄化についてでございます。ひとり暮らしの女性・高齢者雇用の増加など、住民のライフスタイルの変化により、地域コミュニティに関わる機会や時間が減少しています。公私の中間的な性格を有する地域コミュニティは、これまで相互扶助や伝統文化の維持・継承、地域課題等の意見調整の役割を担ってきましたけれども、主な連絡手段である回覧版をはじめアナログが中心になっております。このような負担もコミュニティ活動の活性化を難しくし、担い手不足に拍車をかけている一因ではないかと思われまます。地域コミュニティ活動を促進していくためには、行政が直接サービスを提供するのではなく、民間や地域団体に委託するなど、地域を俯瞰的に把握した上で、人材ネットワークづくりを進めていくことが重要ではなかろうかと思われまますが、町長の御所見をお伺いしたいと思います。2問目でございます。ふるさと納税の今後についてでございます。ふるさと納税は平成20年の税制改正により導入された制度で、できた背景には、大きく分けて二つの目的がございました。一つには、地方創生と地域活性化。人口減少による過疎化の税収の減少に対応し、地方の財政基盤を補強すること。集まった寄附金については、地域の環境や産業振興、防災対策等、多岐にわたる地域振興に活用をされ、これにより地域経済の活性化が期待できるものとなっております。二つ目には、納税者の選択の自由と地域への貢献ということでございまして、自分が納めた税金がどのように使われるのかを意識して、応援したい自治体に直接寄附ができ、これにより納税者の地方行政への関心と参加意義を高めることを目指しております。本町においては、令和4年、5年度は、寄附金額が9,500万前後の金額になっていると思いますが、税収の減少が今後見込まれる中、歳入を確保するには、このふるさと納税の取組を強化することが必要と思われまますが、今後の目標金額並びに取組について、町長の御所見をお伺いしたいと思います。以上2問、よろしく願いをいたします。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 日野議員の御質問にお答えします。初めに、地域コミュニティの希薄化についての御質問ですが、日野議員も御承知のとおり、人口減少や少子高齢化をはじめ、地域行事などへの参加者の減少や固定化、役員のなり手不足、さらには、情報化社会による若者の自治会離れなど、地域を取り巻く環境は大きく変化をしており、本町だけにとどまらず、全国の自治体における喫緊の課題となっております。本町におきましては、これらの地域課題の解

決に向けた検討を行うため、本年4月、区長会において自治会加入促進部会が設立をされ、今月開催予定の区長会では、自治会の必要性と役割、加入促進方法など、部会で作成した自治会加入促進マニュアルが配布される予定となっております。町といたしましても、誰もが安全で安心して快適に過ごすことができる地域コミュニティの実現を目指し、引き続き、自治会と協働して取組を進めてまいりたいというふうに考えております。また、人材ネットワークづくりにつきましては、ボランティアを希望する団体と、活動を援助する企業や団体との連携事業として、元気な集落づくり応援団事業をはじめ、医療技術大学の派遣事業などがございます。これらの事業をきっかけとして、自治会と多様な人材の継続的な交流につないでいくことにより、地域が抱える課題を異なる視点から見つめ直すことができるのではないかとというふうに考えております。次に、ふるさと納税の今後についての御質問ですが、寄附額が全国で1兆円を超えており、厳しい財政状況における貴重な財源となっております。本町におきましては、ふるさと納税による財源確保に向けて、今年度から地域振興課にふるさと創生係を設置し今年度の目標金額1億1,000万円の達成に向け、順調に寄附額が伸びておりますが、全国的に返礼品競争が過熱し、自治体間の綱引きが増しており、大幅な寄附額の増加は望めない状況となっております。ふるさと納税は、地方創生の一つ的手段として重要な役割を担っており、本町におきましても、砥部焼や柑橘、七折小梅など、全国に誇れる地場産品を活用しておりますが、地域の魅力発信とともに、秋の砥部焼まつりで導入した電子クーポンの発行など、地域の特性を活かしたサービスや体験型などの新たな返礼品の開発や導入に取り組み、ふるさと納税の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。以上で日野議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。地域コミュニティの方につきましては、4月の区長会のところで部会を設置して、その中で、加入促進を進めていくというお答えでございます。これは、従来から、この希薄化の問題につきましては、先ほど町長も言われましたように、もう本町だけの問題じゃなくて、全国的に問題で、人口減少と同じぐらいのですね、内容でもって、全国どこの市町でも、同じような問題が起きております。ただ、その要因ですね、要因は幾つか町長の答弁の中にもございましたけれども、私は、個人的に区のお世話役もした関係もございまして、なかなか、例えば加入してくださいよという形で、お宅の方にお邪魔しても、高齢者になりますと、金銭的な問題ももちろん発生してきますし、これからは、言われてもどこも行くこともできんし、足も悪いしみたいな感じでですね、そういうふうな形で、どうも尻込みされる方が多いというのが、現実じゃなかろうかと思うんですね。そういう中で、ちょっと担当課の方にお聞きしたいんですが、例えば、その希薄化の要因という、もうこれが1番大きいんじゃないかなというふうな要因は、何かこう、区長会に例えば提示したですね、資料とか、調査のデータ等があれば、お聞かせ願えたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（三谷喜好） 善家地域振興課長。

○地域振興課長（善家孝介） ただいまの御質問にお答えいたします。区長会の方で、もう数年来、この問題については、毎回議題に上がっております。区長さんも、全区長さん、このこ

とに危機感を感じておりました、協議を重ねておるんですけども、これといった手段がないというので、今悩んでおります。ただ、皆さん共通で考えておるのが、やっぱり少子高齢化ということと、あと、なり手不足が1番大きいというふうに言われております。やはり単独世帯であつたりとか、あと、高齢化に、役を受けても、なかなか思いどおりできないというような御意見が多いということですので、今やっぱり、その役員不足、役員のなり手不足というのが1番大きいというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2番（日野恵司） なり手不足が1番の要因じゃなかろうかということでございます。本当にごもつともなことでございます。ちょっと私はですね、なり手不足ももちろんあるんですが、ちょっと気になるのはですね、入組数、いわゆる区に入らない、自治会に入らないという人がですね、非常に増えてるんじゃないかと。参考程度にですね、私どもの近くに愛媛県の県団地がございますが、県団地が1階、2階の所を全部取っ払ってですね、分譲した所がございます。ここに約50軒ぐらいの家が建っております、もう既に。ここは、高尾田区の関係でございます、区に入ってるのがですね、50軒中3軒と、このような状況なんですね。ですから、そうなりますと、もうほとんどですね、制約という言葉はちょっと悪いかもしれませんが、何らその所に対しては言いようがない。だから、例えばこういうイベントがありますよということについてもですね、言わんし、区に入っていないですから、回覧版も、先ほど言いました、アナログ的な回覧版も回さないということでございますので、もう何も知らない。その3軒だけはですね、入ってくださったのは、小さいお子さんがおるということですね、入ってくれましたけども、いつまた退会されるかっていうのは、非常に心配なところでございますけども、現実、参考程度に、今のような現状なんですね。ちょっと私なりにですね、麻生校区が中心にはなるんですけども、今現在の世帯数と、いわゆる入組数ですね、自治会に加入しておる率でございますけれども、高尾田区の場合だけちょっととらまえてみますと、1,300世帯ぐらい、町の方は恐らく登録しとんじゃないかと思いますが、そのうち629軒が入組ということで、48%ぐらいの率になってるということでございます。それから、もうちょっと低い所はですね、重光、これは471世帯ありますけれども186世帯、39%ぐらい。拾町もそうですね、180世帯中61軒ぐらいが拾町が入っていると。こんな調子ですから、軒並み5割を割つてると。これではなかなかですね、まずいろんな行事がまずできません。先ほど言われたように、役員のなり手の問題とかですね、そういうものも、もう残つるのは高齢者だけです。ですから、年齢が来れば、ちょっともうしんどいからちょっとできんのもよって言われたら、それ以上無理なことは言えない。だから、若い人が確かに麻生地区にはですね、家を造られて、だんだんと、こう来るんですけども、来るんですけど、状況はこんな状況だと。世帯数は増えても、入組数は減る、増えてない。これは、恐らく増えることはまずないんですね。もう高齢者だけしかおりませんから、だんだんだんだん退会していくと、ようけ減っていくと、ここが一つ、1番問題じゃないかと。先ほど課長の方が言われたみたいですね、区長会で部会をつくって、自治会に加入しましょうよと。これがですね、根本的なところじゃなかろうかというふうに考えております。ぜひ、これについてはですね、本当に前向きにやっていただかないと。まあ、

あんまり言いましてもね、例えば自治会に入ったからって言って、ほたこういうメリットがありますよというのは、文書でちらちら出すのは、大体その簡単なんですけど、それが果たして本当に説得力があるような内容かといえば、なかなかそうでもないというのが現実だろうと思うんですね。しかし、特にこう言われておりますのが、災害のときなんかのですね、いわゆる助け合いをしましょうよというふうなことです。町のホームページにも、先ほど言われましたような応援隊とかですね、何かこうイベントするときには、応援隊が行きますよというふうなことですけど、そのイベントすらできるような状況ではないというので、だからその前の段階のところを、しっかりやらないといけないんじゃないかなろうかというふうに考えております。ぜひ、この問題についてはですね、これだという、その特効薬はないとは思いますが、もう一つからでもやれることをしっかりやっていくということではできないのかなあと。特に、その若者が参加しやすいようなイベント、これもですね、必要だと。だから、先ほど何かアプリを持ってですね、連絡をするというような感じで質問がされてましたけども、そういう携帯のアプリとか、そういうものを使った、何かこうあっせんといいますかね、イベントに参加の要請とか、そういうようなものも含めて、お願いをできたら1番いいだろうなというふうには考えております。それからもう一つ、この入組、例えば新しい家ができたときにですね、一つ、以前にもちらっとこう問題になったと思うんですが、ごみステーションの問題があつてですね。例えば新しい家造りましたよと、従来から置いているごみステーションありますよと、そこに持ってきよったら、いや、おたくは組入りしてないから駄目ですよっていうような形でできるのかどうかですね。ごみの問題なので、ちょっとそれは担当課の町民課の方にお伺いしたいんですが、例えばそういうものが条件となって、組入をしてもらおうと、組の、このごみステーションに捨ててもいいから、その代わり組入りしてくださいよというふうなことが、果たして言えるのかどうか。もしそれを拒絶するような内容があればですね、もう拒絶してもいいのかどうかですね。いや、おたくは入ってないから、もう置かんようにしてくださいよというふうなことが、きちっとこう言えるのかどうかですね。その点、ちょっと町民課長にお願いしたらと思うんですが。

○議長（三谷喜好） 土居町民課長。

○町民課長（土居透） ただいまの日野議員の御質問にお答えいたします。自治会で、ごみステーションの加入に関しましては、区長さんに一任しておりますので、地区の方で、もう決めていただくという形でお願いしております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 日野議員さんの御質問にお答えいたします。本当にコミュニティの希薄化っていうのは、もう全国的な問題、大都市では、もうほとんどコミュニティなんかじゃないかというぐらいな状況になっておりまして、毎回私ども区長会等で、この問題は、もう何年も前から問題になっております。砥部町全体の区が60ぐらいあるんですけども、もう100%に近いような区もありますし、逆に人口が減って、もうそのコミュニティすらできないような区もありますけれども、先ほどの、例えば高尾田区の、日野議員さんお住まいの1,300の620とかいう、これが多いか少ないかは別にいたしまして、大きい区としてはこの程度で、

今区長会でおっきな問題になっておりますので、この問題につきましても、行政もしっかりと入って行って、今後どうすればいいかという問題に入っていかなければならない、区にだけ任す問題ではないのかなというふうにも思っておりますし、特に今後、災害が大きな問題にありますけれども、やはり共助という問題が大きな問題でございますので、それはコミュニティの醸成といいますか、これが1番その災害の共助にも大切であると。中島で、以前に豪雨災害があった折に、消防団員が、全てのお年寄りがどの部屋で寝ておるということを分かっておったと。それを全て行って、起こして、助けたという、被害ゼロやったというような例がございますけれども、そういったことを踏まえましても、災害の共助という問題につきましても、大きな問題であるというふうに思っております。それと、先ほどのごみのことなんですけれども、ごみは集めなければなりません。それは、もう町としての義務がありますので、もう駄目ですよということは言えないんですけれども、これは、もう本当に行政もこれからは入って行って、このコミュニティの希薄化ということについては、議員の皆様方も、区長の皆様方も、みんなが考えていかなければならない問題だろうというふうに思っておりますので、今後の課題として、十分検討していきたいというふうに考えております。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。おっしゃるとおりですね、議員、我々もそうですけど、区長会も全て、自治会の方の団体、いろんな団体もありますけど、そういうところも含めて検討していかないと、もうこれは本当に大変な問題が起きてくるような感じがいたしますので、ぜひ全員で取り組むようにですね、御指導願えたらというふうには思います。2番目のふるさと納税でございますが、今町長が言われた答弁の中にもありましたように、もう日本全体では1兆1,000億ぐらいのですね、寄附金額ができております。過去最大じゃなかろうかというぐらいのですね、金額になっておりますが、砥部町の場合は、少し横ばいになって、4年、5年はですね、横ばいになって、その前の年にはちょっと少なかったんですけども、サイトを追加することによって、今の金額になってるというふうな感じで受け止めておりますけれども。それで、先ほど1億1,000万を目標にするんだというふうなことで言われましたですけども、これは、電子クーポンとかあるいは体験型を導入するというふうなことで、最終的には歳入にですね、幾ら入るかというのが問題になってくるわけですけども。それで、少しその点でお尋ねしたいのは、これは、砥部町民がですね、砥部町民が町外にふるさと納税をした場合には、これは、住民税とか所得税の控除がありますけれども、これで、例えば5年度はですね、9,500万の寄附金額があって、返礼品の経費としては約5,000万ぐらいかかっているということですね。残り4,500万という形ですが、その4,500万のうち、その控除、町外の方にですね、した人、これが何件ぐらいあって、金額的にどのぐらいあるのか。控除金額としてはどのぐらいあるのか。それを少しお尋ねしたいと思います。

○議長（三谷喜好） 古川税務課長。

○税務課長（古川雅志） ただいまの御質問にお答えいたします。税の場合は、年度ではなくて年分で把握しております。直近で令和5年分の数字になりますが、町内でふるさと納税により税額控除を受けられた人は755人、町民税の減収額は2,123万7,000円の減収となっております。



ります。以上です。

○議長（三谷喜好） 日野議員。

○2番（日野恵司） 2,100万が控除額ということでございますので、まだ大分ですね、残りますんで。いろんなデータを見てましたらね、それが逆転してるようなところも何かあるみたいですね、逆転するんやったら最初からせんほうがええやろうみたいな感じで思うんですけども。砥部町の場合は、もう十分ですね、2,000万強の分が残りますので、それを有効的に使えるということでございますので、いいと思うんですが。こういう形で、歳入が増えればですね、これはいろんな行政に対してのサービスなんかもちろんできるわけでございますので、先ほど言いました、例えば目標が1億1,000万、電子クーポンやその体験型も導入してやるということでございますが、今現在の数字だけ見る限りでは、8割方までが柑橘類ということですね。もう圧倒的に柑橘が多いということで、こちらの方も当然人気があるんだっただけですね、品数というか、返礼品の数を増やすよりも、中身をもっと充実させた方がなんぼかいわけですね。例えば紅まどんなをつくってる所、たくさん増やすとかですね、いうふうな形で、ニーズに応じていくというふうな形のものが、結構、寄附金額が上がるんじゃないかと。これはもうあくまで参考なんですけど、こんな突拍子のない金額は恐らくないんだろうとは思いますが、宮城県の大河原町という所がですね、2020年度の寄附金額が8,578万円だったのに対してですね、翌年の21年度には23億7,000万という寄附金が上がったと。なんと27.65倍ですか、すごい金額が上がって。この要因はですね、これは恐らくアイリスオーヤマの家電製品を返礼品として使ったと、こういうことだと思います。だから、この町にアイリスオーヤマの工場があるのかどうかですね、もうそれがあって、もともと地元でつくったものじゃないといけませんよというのが、このふるさと納税の考え方だと思いますので、恐らくそういうものがあるんだろうと思うんですね。それを、ここは家電製品なんかたくさんつくっておりますけども、そういうものを返礼品としてあげたら、27倍になったというふうなことのデータもあるようでございます。そういうふうにしてですね、いろんなことを試行錯誤しながら、この目標金額に届けていくんだろうと思いますが、ぜひ我々もしかりでございますけども、理事者の方につきましても、この歳入の増加、こういうところについては、少し強力な取組をしていただいてですね、いろんな面で、町民のために還元できるようなものにしていただいたらというふうにお願いをいたしまして、本日私の2問の質問については終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（三谷喜好） 以上で一般質問を終わります。

~~~~~

日程第6	認定第1号	令和5年度砥部町一般会計決算認定について
日程第7	認定第2号	令和5年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第8	認定第3号	令和5年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第9	認定第4号	令和5年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について
日程第10	認定第5号	令和5年度砥部町とべの館特別会計決算認定について

- 日程第 11 認定第 6 号 令和 5 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について
日程第 12 認定第 7 号 令和 5 年度砥部町下水道事業会計決算認定について
日程第 13 認定第 8 号 令和 5 年度砥部町水道事業会計決算認定について
(決算特別委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(三谷喜好) 日程第 6、認定第 1 号、令和 5 年度砥部町一般会計決算認定についてから日程第 13、認定第 8 号、令和 5 年度砥部町水道事業会計決算認定についてまでの 8 件を一括議題といたします。決算特別委員長の報告を求めます。原田決算特別委員長。

○決算特別委員長(原田公夫) 令和 6 年第 3 回定例会において、閉会中の継続審査として決算特別委員会に付託されました、認定第 1 号から認定第 8 号までの決算認定に関する 8 件について、審査の結果を御報告申し上げます。去る 10 月 3 日、8 日、11 日の 3 日間、本特別委員会を開催し、令和 5 年度の砥部町各会計の決算について、各担当課から、歳入歳出決算書及び主要施策成果説明書等の資料に基づいて説明を求め、予算執行状況の適否並びにその行政効果等について審査を行いました。その結果、各会計の決算は、予算の議決目的及び施策に基づき、いずれも適正に執行されていると認められ、よって、認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 件は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。今回の審査において各委員から出されました意見・要望等については、十分御検討の上、今後の町政運営に反映していただくことを申し添え、委員長報告を終わります。

○議長(三谷喜好) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(三谷喜好) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 件について、一括して討論及び採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三谷喜好) 異議なしと認めます。

よって、認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 件について、一括して討論及び採決を行うことに決定いたします。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(三谷喜好) 討論なしと認めます。

採決を行います。認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 件に対する委員長の報告は認定です。報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

[全員起立]

○議長(三谷喜好) 全員起立です。着席してください。

よって、認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 件は、委員長の報告のとおり認定されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。お疲れ様でした。

午前 11 時 36 分 散会

令和6年第4回砥部町議会定例会（第2日）会議録

招 集 年 月 日	令和6年12月6日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和6年12月6日 午前9時30分 議長宣告		
出 席 議 員	1 番 高橋久美 4 番 原田公夫 7 番 佐々木公博 10 番 松崎浩司 13 番 山口元之	2 番 日野恵司 5 番 柿本 正 8 番 小西昌博 11 番 大平弘子 15 番 平岡文男	3 番 木下敬二郎 6 番 東 勝一 9 番 佐々木隆雄 12 番 西岡利昌 16 番 三谷喜好
欠 席 議 員	なし		
地方自治法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 大江章吾 企画財政課長 小中 学 商工観光課長 森本克也 保険健康課長 岩田恵子 子育て支援課長 堀潤一郎 農林課長 池田晃一 上下水道課長 松田博之 学校教育課長 伊達定真	副町長 門田敬三 総務課長 松田 勲 地域振興課長 善家孝介 税務課長 古川雅志 介護福祉課長 白形大伸 建設課長 門田 作 町民課長 土居 透 会計管理者 田邊敏之 社会教育課長 山本勝彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 藤田泰宏 専門員兼庶務係長 東山泰久		
傍 聴 者	0人		

令和6年第4回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- 日程第1 承認第4号 専決処分第6号の承認について
(令和6年度砥部町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第2 報告第8号 専決処分第5号の報告について
(公用車の交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第3 議案第57号 愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について
- 日程第4 議案第58号 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について
- 日程第5 議案第59号 指定管理者の指定について
(砥部町峡の館及び砥部町交流ふるさと研修の宿)
- 日程第6 議案第60号 指定管理者の指定について
(砥部町農村工芸体験館)
- 日程第7 議案第61号 指定管理者の指定について
(砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場)
- 日程第8 議案第62号 指定管理者の指定について
(砥部町文化会館及び砥部町立図書館)
- 日程第9 議案第63号 松山南高等学校砥部分校教育寮設置条例の制定について
- 日程第10 議案第64号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第11 議案第65号 砥部町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第12 議案第66号 砥部町消防団条例の一部改正について
- 日程第13 議案第67号 令和6年度砥部町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第68号 令和6年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第 15 議案第 69 号 令和 6 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 16 議案第 70 号 令和 6 年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 17 議案第 71 号 令和 6 年度砥部町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 18 議案第 72 号 令和 6 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 3 号）

・散 会

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案を承認することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、承認第4号は、承認することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第2 報告第8号 専決処分第5号の報告について  
(公用車の交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)  
(報告、質疑)

○議長（三谷喜好） 日程第2、報告第8号、専決処分第5号の報告についてを議題にいたします。提出者の報告を求めます。伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） 報告第8号、専決処分第5号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和6年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、専決処分書の方を御覧いただきたいと思います。専決第5号、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、次のとおり専決処分する。令和6年9月2日、砥部町長佐川秀紀。公用車の交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてでございます。和解により砥部町の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。1、相手方ですけれども、記載のとおりでございます。3の事故の概要でございますけれども、令和6年5月10日午前10時52分頃に、給食配送のため、給食運搬車を麻生小学校へ向けて進行中、国道379号砥部町大南の砥部タクシー前交差点付近におきまして、運転手の前方不注意により、信号機のない横断歩道を自転車に乗って横断していた相手方と衝突し転倒させ傷害を負わせたものでございます。本件に係る過失の割合でございますけれども、相手方と協議した結果、相手方に過失はなく、町の過失割合は10割と認め、損害額の全額を賠償するものでございます。損害賠償の額でございますけれども、456万3,264円となっております。資料の方を御覧いただいたらと思います。賠償額の内容でございますけれども、治療費390万7,164円、交通費5,300円、証明書発行料800円、慰謝料65万円となっております。以上で説明を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

以上で報告第8号を終わります。

~~~~~

日程第3 議案第57号 愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
組合規約の変更について

(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長(三谷喜好) 日程第3、議案第57号、愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。松田総務課長。

○総務課長(松田勲) 議案第57号について御説明申し上げます。愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について。津島水道企業団の解散に伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合から津島水道企業団を脱退させ、次のとおり組合規約を変更する。令和6年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、津島水道企業団の解散により、愛媛県市町総合事務組合の構成団体から脱退することに伴い、構成団体の減少及び愛媛県市町総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるため、提案するものでございます。それでは、資料の新旧対照表をお願いいたします。今回の改正ですが、組合を組織する地方公共団体を定める別表第1、それから、組合の共同処理する事務を定める別表第2、3ページとなりますが、組合議員の選挙区及び定数を定めた別表第3、こちらの規定中から津島水道企業団を削るものとなっております。議案書にお戻りください。附則ですが、この規約は令和7年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三谷喜好) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(三谷喜好) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第57号は、総務産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三谷喜好) 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

日程第4 議案第58号 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長(三谷喜好) 日程第4、議案第58号、愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。松田総務課長。

○総務課長(松田勲) 議案第58号について御説明申し上げます。愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について。令和7年3月31日をもって、津島水道企業団が愛媛県市町総合事務組合から脱退することに伴う地方自治法第289条の規定による愛媛県市町総合事務組合の財産処分について、次のとおり組合を組織する地方公共団体と協議する。令和6年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、津島水道企業団の解散に

よる愛媛県市町総合事務組合構成団体からの脱退に伴い、当該事務組合退職手当負担金条例第5条の2第1項に規定する同企業団の財産を除く当該組合の土地、建物、その他一切の財産を当該組合に帰属させることについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めため、提案するものです。議案書の中段を御覧ください。先ほど申し上げました財産については、令和7年4月1日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものとするものです。以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第58号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~  
日程第5 議案第59号 指定管理者の指定について
(砥部町峡の館及び砥部町交流ふるさと研修の宿)
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第5、議案第59号、指定管理者の指定について、砥部町峡の館及び砥部町交流ふるさと研修の宿を議題といたします。提案理由の説明を求めます。森本商工観光課長。

○商工観光課長（森本克也） それでは、議案第59号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。次のとおり、砥部町峡の館及び砥部町交流ふるさと研修の宿の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。令和6年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございます。砥部町峡の館及び砥部町交流ふるさと研修の宿の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者の指定について提案するものでございます。詳細につきましては、議案第59号資料、こちらを御覧ください。砥部町峡の館及び砥部町交流ふるさと研修の宿における指定管理者候補者の選定結果について。1、公の施設の名称、砥部町峡の館及び砥部町交流ふるさと研修の宿。2、指定管理者、候補者となったものの名称につきまして、愛媛県伊予郡砥部町総津117番地、スイートバジル株式会社、代表取締役長田たまよでございます。参考まで、当法人につきましては、現在の指定管理者でありますグリーンプロジェクト、こちらの方が法人化したものでございます。3、指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日。4、債務負担行為、期間につきましては、令和7年度から令和11年度の5年間、限度額につきましては、峡の館が1,478万5,000円、研修の宿が257万5,000円でございます。5、指定管理料、こちらが事業者からの提案額でございますが、峡の館、5年間の予定額が1,476万円、令和7年度の予定額が295万2,000

円、研修の宿については、5年間の予定額が257万5,000円、令和7年度の予定額が50万4,000円となっております。6、選定までのスケジュールでございますが、募集要項の配布、応募書類の受付、選定委員会の開催を御覧の日程で行っております。7、選定の経過・理由、こちらでございますが、公募したところ1件の応募があり、指定管理者候補選定委員会におきまして審査をいたしました。選定委員が応募団体の提出書類の審査及び面接審査により、総合的な評価を実施した結果、これまで、峡の館5年間、交流ふるさと研修の宿15年間の指定管理実績があり、堅実な管理運営を行うと認められることから、スイートバジル株式会社を候補者とする事といたしました。以上で議案第59号の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。9番佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 一つお尋ねしたいんですが、この選定に当たっての委員会の中で、私個人的に、そうしょっちゅう行ってるわけではないんですが、いわゆる広田産の農作物が少ないなというふうに感じてまして、その辺については、何かその選定委員会のところで、委員の皆さんから御意見等々は出なかったでしょうか。

○議長（三谷喜好） 森本商工観光課長。

○商工観光課長（森本克也） ただいまの御質問に回答させていただきます。選定委員会の中でですね、広田産の農産物、特に農産物なんですけれども、集めるということに関しては、委員からも質問はありました。ただ、農産物、やはり高齢化とかですね、産物のやっぱ提出先っていうのが限られてまして、なかなか商品を集めるのが難しいっていうことをお聞きしております。他の道の駅等も、こちらの方も調べてはおるんですけれども、やはり同様の悩みというのは、やっぱり多くなってきてまして、これからやっぱり農産物の確保というのは、力を入れていかないといけないんですけれど、なかなか難しいところはありますというのが現状でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） よろしいでしょうか。ほかにございせんか。質疑を終わります。質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第59号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~  
日程第6 議案第60号 指定管理者の指定について

（砥部町農村工芸体験館）

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 日程第6、議案第60号、指定管理者の指定について、砥部町農村工芸

体験館を議題といたします。提案理由の説明を求めます。森本商工観光課長。

○商工観光課長（森本克也） それでは、議案第 60 号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。次のとおり、砥部町農村工芸体験館の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。令和 6 年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございます。砥部町農村工芸体験館の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者の指定について提案するものでございます。詳細につきましては、議案第 60 号資料を御覧ください。砥部町農村工芸体験館における指定管理者候補者の選定結果について。1、公の施設の名称、砥部町農村工芸体験館。2、指定管理者、候補者となった者の名称は、愛媛県伊予郡砥部町総津 1798 番地、T・T・S、砥部焼体験サポート代表者平野浩二でございます。3、指定の期間、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで。4、債務負担行為、期間が令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間で、限度額は 528 万円でございます。5、指定管理者、事業者からの提案額でございますが、5 年間の予定額が 522 万円、令和 7 年度の予定額が 104 万 4 千円でございます。6、選定までのスケジュール、募集要項の配布、応募書類の受付、選定委員会の開催を御覧の日程で行っております。7、選定の経過・理由でございますが、公募したところ 1 件の応募があり、指定管理者候補選定委員会において審査をいたしました。選定委員が応募団体の提出書類の審査及び面接審査により総合的な評価を実施した結果、これまで 18 年間の指定管理実績があり、堅実な管理運営を行うことができると認められることから、T・T・S を候補者としてといたしました。以上で議案第 60 号の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 60 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~  
日程第 7 議案第 61 号 指定管理者の指定について
(砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場)

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第 7、議案第 61 号、指定管理者の指定について、砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場を議題といたします。提案理由の説明を求めます。山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦） それでは、議案第 61 号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。次のとおり、砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場の指定管理者を

指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。令和 6 年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者の指定について提案するものでございます。詳細につきましては、議案第 61 号資料を御覧ください。砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場における指定管理者候補者の選定結果について。1、公の施設の名称、砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場。2、指定管理者でございますが、所在地は愛媛県松山市和泉北 4 丁目 2 番 7 号、団体名は、ふるさと砥部ファンづくり応援団という共同事業体でございます。代表者につきましては、愛媛県松山市和泉北 4 丁目 2 番 7 号、芙蓉メンテナンス株式会社、代表取締役兵頭和之。構成団体といたしまして、愛媛県松山市天山二丁目 3 番 27 号、特定非営利活動法人アクティブボランティア二十一、理事長渡邊義男でございます。3、指定の期間につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日。4、債務負担行為につきましては、期間が令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間でございます。限度額は 3,280 万円。続いて、5 の指定管理料、事業者からの提案額でございますが、5 年間の額といたしまして 3,280 万円、令和 7 年度の 1 年間の予定額は 518 万 6,000 円でございます。6、選定までのスケジュールでございます。募集要項の配布、応募書類の受付、選定委員会の開催を御覧の期間で行いました。7、選定の経過・理由でございますが、公募をしたところ 1 件の応募があり、指定管理者候補選定委員会において審査を行いました。選定委員が応募団体の提出書類の審査及び面接審査により、総合的な評価を実施した結果、次の点で評価できると認められることから、候補者とするものといたしました。企業の安定経営に不安がなく、施設管理に有利な技術者や各種有資格者を有しており、また、グループ会社に専門分野の企業が含まれるなど、施設の維持管理運営上、適正であると認められる。これまで 18 年間の指定管理実績があり、堅実な管理運営を行うことができると認められる。以上のことから、ふるさと砥部ファンづくり応援団を指定管理候補者といたしました。以上で議案第 61 号の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 61 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~  
日程第 8 議案第 62 号 指定管理者の指定について  
(砥部町文化会館及び砥部町立図書館)

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第8、議案第62号、指定管理者の指定について、砥部町文化会館及び砥部町立図書館を議題といたします。提案理由の説明を求めます。山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦） それでは、議案第62号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。次のとおり、砥部町文化会館及び砥部町立図書館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和6年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、砥部町文化会館及び砥部町立図書館の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者の指定について提案するものでございます。詳細につきましては、議案第62号資料を御覧ください。砥部町文化会館及び砥部町立図書館における指定管理者候補者の選定結果について。1、公の施設の名称は、砥部町文化会館及び砥部町立図書館。2、指定管理者でございますが、所在地につきましては、愛媛県東温市見奈良1110番地、団体名、株式会社レスパスコポーレーション、代表者、代表取締役越智陽一。3、指定の期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日。4、債務負担行為につきましては、期間が令和7年度から令和11年度の5年間。限度額につきましては、4億5,680万円でございます。5、指定管理料、事業者からの提案額でございますが、5年間の額といたしまして4億5,680万円、令和7年度の1年間の予定額は9,136万円でございます。6、選定までのスケジュールでございます。募集要項の配布、応募書類の受付、選定委員会の開催を御覧の期間で行いました。7、選定の経過・理由でございます。公募したところ3件の応募があり、指定管理者候補選定委員会において審査をいたしました。選定委員が応募団体の提出書類の審査及び面接審査により総合的な評価を実施した結果、次の点で評価ができると認められることから、候補者とするものといたしました。企業の安定経営に不安がなく、直営施設として劇場や商業施設の経営のノウハウを持ち、施設の維持管理運営上、適正であると認められる。芸術文化振興及び生涯学習推進事業の内容が、適正であると認められる。県内において同種の公共施設の指定管理実績があり、堅実な管理運営を行うことができると認められる。以上のことから、株式会社レスパスコポーレーションを指定管理候補者といたしました。以上で議案第62号の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。1番高橋久美議員。

○1番（高橋久美） 今まで指定管理をされていた業者さん、会社なんですけれども、文化会館で講座をお持ちの先生方がとてもすごく信頼をされていて、今回も、何か継続して指定管理となるのかどうかというのを、ちょっとお問合せがあった次第です。なぜ、そののところ、業績を、何年かあると思うんですけど、こちらに変わった理由を教えてください。幸いです。

○議長（三谷喜好） 高橋議員、質問を遮るものではございませんが、厚生常任委員会において、副委員長で審議されると思いますので…、その節ではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第62号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思いま

すが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

日程第 9 議案第 63 号 松山南高等学校砥部分校教育寮設置条例の制定について
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第 9、議案第 63 号、松山南高等学校砥部分校教育寮設置条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。善家地域振興課長。

○地域振興課長（善家孝介） それでは、議案第 63 号の説明をさせていただきます。松山南高等学校砥部分校教育寮設置条例の制定について。松山南高等学校砥部分校教育寮設置条例を、次のように定める。令和 6 年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、議案書の 5 ページをお願いいたします。令和 7 年 4 月に開設する松山南高等学校砥部分校の町営教育寮について、名称及び寮費のほか施設の運営に関する必要な事項を定めるため、提案するものでございます。議案書の 1 ページにお戻りください。第 1 条におきまして、設置目的を定めており、愛媛県立松山南高等学校砥部分校の生徒で、遠隔地のため通学に困難が生じると認められる者を受け入れるとともに、交流促進による地域の活性化を図ることを目的として、町営教育寮を設置いたします。第 2 条では、名称及び位置を定めており、名称は砥部町教育寮トベリエとし、位置は砥部町五本松 2 番地 1 でございます。名称につきましては、今年の 7 月に公募を行い、139 の作品の中から決定いたしました。次に、第 4 条におきまして、寮費を定めており、1 月当たり 5 万 8,000 円を徴収いたします。2 ページをお願いいたします。第 6 条の施設の使用許可から第 15 条の損害賠償の義務まで、教育寮の食堂及び多目的ホールを貸出施設とし、これらの利用に関する許可及び使用料等について定めております。続きまして、3 ページの 16 条をお願いいたします。教育寮の円滑な運営を行うため、松山南高等学校砥部分校教育寮運営委員会を設置いたします。委員会は、町長の諮問に応じて教育寮の業務運営について調査審議を行います。委員は 10 人以内とし、松山南高砥部分校の分校長、分校の教職員、分校 P T A 役員、分校同窓会役員のほか、町長が任命し、又は委嘱いたします。4 ページをお願いいたします。第 23 条で、運営委員会の委員の報酬及び費用弁償は、砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例で定めることとしておりまして、附則で一部改正を行っております。附則第 1 項、施行期日、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。附則第 2 項、砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、次のように改正する。議案第 63 号の資料をお願いいたします。砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表です。表の中段、男女共同参画推進審議会委員の項の次に、松山南高等学校砥部分校教育寮運営委員会委員、日額 7,000 円を加える改正を行っております。議案書 5 ページにお戻りください。別表第 1 条関係につきましては、貸出施設としております

食堂及び多目的ホールの1時間当たりの使用料を定めております。以上で議案第63号の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第63号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

日程第10 議案第64号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について  
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第10、議案第64号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。松田総務課長。

○総務課長（松田勲） それでは、議案第64号について御説明申し上げます。砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について。砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように定める。令和6年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。14ページをお願いいたします。提案理由ですが、令和6年8月8日の人事院勧告並びに令和6年10月9日の愛媛県人事委員会勧告に従い、議会議員及び特別職の期末手当の額並びに職員及び会計年度任用職員の給与の額等を改定するため、提案するものでございます。なお、今回の改正では、砥部町職員の給与に関する条例をはじめ、4つの条例を一括で改正いたします。それでは、改正内容につきまして御説明申し上げますので、資料の新旧対照表をお願いいたします。第1条改正では、町職員の給料及び12月のボーナスなどについて改正をいたします。第18条の3は、初任給調整手当の上限額を改めております。第19条は、常勤職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を改めております。次のページをお願いいたします。第19条の4は、常勤職員及び定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を改めております。また、2ページから11ページにかけて、行政職及び医療職の給料表を改めております。12ページをお願いいたします。第2条改正では、町職員の令和7年度以降のボーナスについて改正をいたします。第19条は、常勤職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を改めております。13ページをお願いいたします。第19条の4は、常勤職員及び定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を改めております。続いて14ページをお願いいたします。第3条改正ですが、第6条において、議会議員の12月の期末手当の支給割合を改めております。次のページをお願いいたします。第4条改正では、第6条において、議会議員の令和7年度以降の期末手当の支給割合を改めており



ます。次のページをお願いいたします。第5条改正では、第4条において、町長、副町長及び教育長の12月の期末手当の支給割合を改めております。次のページをお願いいたします。第6条改正では、第4条において、町長、副町長及び教育長の令和7年度以降の期末手当の支給割合を改めております。次のページをお願いいたします。第7条改正では、18ページから23ページにかけて、会計年度任用職員の給料表を改めております。議案書の13ページにお戻りください。附則となります。この条例は、公布の日から施行いたします。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。また、第2項では、改正規定の遡及適用について定め、第3項では、改正前の規定に基づき支給された給与等は、改正後の給与等の内払とみなすよう定めております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第64号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~  
日程第11 議案第65号 砥部町公共下水道条例の一部改正について

(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第11、議案第65号、砥部町公共下水道条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） それでは、議案第65号について御説明させていただきます。議案第65号、砥部町公共下水道条例の一部改正について。砥部町公共下水道条例の一部を改正する条例を、次のように定める。令和6年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。議案書2ページの提案理由をお願いいたします。提案理由でございますが、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律、標準下水道条例の一部改正及び下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものでございます。それでは、改正の内容について御説明申し上げます。議案第65号資料の新旧対照表をお願いいたします。第6条第1項に「ただし、法第25条の10第1項の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の設置を行おうとする場合には、この限りではない」のただし書を加えます。第7条第1項中では「管理者が定める軽微な工事を除く。」を削り、「管理者」を「次に掲げる工事を除き、管理者」に改め、同項第1号から2ページ目の第3号に、次に掲げる工事に該当する各号を加えます。第9条では、第1項第1号中「専属している」を「選任している」に改め、その下、第10条では、第1項中「専属させなければ」を「選任させなければ」に改

めます。3 ページ目の第 23 条では、第 10 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めます。議案書 1 ページにお戻りください。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第 23 条第 10 号の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 65 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~  
日程第 12 議案第 66 号 砥部町消防団条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（三谷喜好） 日程第 12、議案第 66 号、砥部町消防団条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。松田総務課長。

○総務課長（松田勲） それでは、議案第 66 号について御説明申し上げます。砥部町消防団条例の一部改正について。砥部町消防団条例の一部を改正する条例を、次のように定める。令和 6 年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。2 ページをお願いいたします。提案理由ですが、砥部町消防団の定員確保及び組織力強化を目的に、同団に役場職員による機能別分団を新設することに伴い、機能別団員の報酬を定めるため提案するものでございます。それでは新旧対照表をお願いいたします。機能別分団の新設に伴い、消防団員の種類を定める第 3 条を新たに加えます。従来の団員を基本団員とし、特定の任務、今回の場合は、原則役場開庁時間の活動に限定された任務を行う団員を機能別団員とする規定を定めるものとなります。第 3 条を加えることに伴い、以降の条を 1 条ずつ繰り下げることとなりますが、繰り下げ後の第 4 条では、第 3 条において消防団長の略称規定を定めたことから、当該規定を改めます。2 ページをお願いいたします。繰り下げ後の第 7 条は欠格事項を定めた規定ですが、第 2 号において引用条項の繰り下げに対応をいたします。3 ページをお願いいたします。消防団員の報酬を定めた別表の年額報酬の表中、分団長・副分団長及び団員について、機能別団員の年額をそれぞれ改めるものでございます。議案書の 1 ページにお戻りください。附則でございますが、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものとなっております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。9 番佐々木議員。

○9 番（佐々木隆雄） お尋ねします。近隣の市町で、同じように機能別分団というのを組織

してるのかどうか、その辺お調べでしょうか。知ってたら、教えていただきたいと思います。

○議長（三谷喜好） 松田総務課長

○総務課長（松田勲） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えいたします。ちょっと手元に資料はございませんが、県内でですね、確か四国中央市と久万高原町だったと思いますけれども、機能別の団員さんがおられると、そういう団員を設けている例はございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（三谷喜好） よろしいでしょうか。佐々木議員。

○9番（佐々木隆雄） 恐れ入りますが、これまた総務産業建設常任委員会の方で議論されると思いますので、もう少し詳しく見ておいていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（三谷喜好） ほかにございませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第66号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。ここでしばらく休憩し、午前10時40分に再開したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~

日程第13	議案第67号	令和6年度砥部町一般会計補正予算（第4号）
日程第14	議案第68号	令和6年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第15	議案第69号	令和6年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第70号	令和6年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第71号	令和6年度砥部町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第18	議案第72号	令和6年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号） （説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（三谷喜好） 再開をいたします。日程第13、議案第67号、令和6年度砥部町一般会計補正予算第4号から日程第18、議案第72号、令和6年度砥部町水道事業会計補正予算第3号までの6件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。小中企画財政課

長。

○企画財政課長（小中学） それでは、私からは議案第 67 号の一般会計から議案第 70 号のとべの館特別会計までの補正予算について、一括して御説明申し上げます。初めに、一般会計補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 67 号、令和 6 年度砥部町一般会計補正予算第 4 号ですが、第 1 条では、今回の補正は、歳入歳出予算に 3 億 9,660 万 9,000 円を追加し、補正後の総額を 116 億 81 万 3,000 円としています。第 2 条では、債務負担行為の追加について定めております。また、第 3 条では、地方債の追加について定めています。令和 6 年 12 月 6 日提出、砥部町長佐川秀紀。4 ページをお願いします。歳出の主なものについて御説明いたします。初めに、全般的事項として、議案第 64 号での説明でもございましたが、人事院勧告並びに県人事委員会勧告に基づく給与改定等に伴い、給料及び職員手当など、人件費を 9,089 万 3,000 円増額しています。それでは、款ごとに御説明申し上げます。まず、1 款議会費は、56 万 8,000 円増額します。議員の期末手当 21 万 2,000 円の追加などです。2 款総務費は、2,833 万 6,000 円増額します。砥部のりあいタクシー運行委託料 204 万 1,000 円の追加、教育寮トベリエ供用開始に伴う関係経費 675 万 1,000 円の追加などです。3 款民生費は、2 億 3,397 万 1,000 円増額します。障がい福祉サービス費及び障がい児通所給付費 1 億 36 万 4,000 円の追加、私立の保育所や幼稚園、認定こども園等に支払う負担金等 6,394 万 9,000 円の追加などです。4 款衛生費は、483 万 8,000 円増額します。予防接種健康被害調査委員会を開催するための関係経費 8 万 1,000 円の追加などです。6 款農林水産業費は、851 万 1,000 円増額します。永立寺川改修事業に伴う既存取水堰の改修設計委託料 500 万円の追加、有害鳥獣捕獲事業費交付金 118 万 1,000 円の追加などです。7 款商工費は、1,104 万 7,000 円増額します。大南商店会の街路灯撤去に伴う交付金 500 万円の追加などです。8 款土木費は、1,082 万 7,000 円増額します。役場前交差点を改良するための詳細設計等関係経費 726 万 7,000 円の追加などです。9 款消防費は、1,973 万 1,000 円増額します。砥部消防署広田出張所新築事業費等の増額に伴う事務組合への負担金 1,756 万 1,000 円の追加などです。10 款教育費は、3,678 万円増額します。町内 4 小学校のプールろ過機等修繕料 183 万 7,000 円の追加、教師用教科書及び指導書の購入費 253 万 8,000 円の追加などです。11 款災害復旧費は、4,200 万円増額します。令和 6 年 5 月及び 7 月に発生した集中豪雨により被災した町道 4 路線の復旧工事に伴う関係経費 4,200 万円の追加です。2 ページをお願いします。歳入でございます。財源として、10 款地方交付税を 1 億 1,606 万円、12 款分担金及び負担金を 119 万 8,000 円、14 款国庫支出金を 1 億 1,491 万 1,000 円、15 款県支出金を 4,843 万 1,000 円、18 款繰入金を 1 億 150 万円、20 款諸収入を 60 万 9,000 円、21 款町債を 1,390 万円それぞれ増額します。6 ページをお願いします。債務負担行為の補正です。令和 7 年 4 月から開始する砥部町教育寮トベリエの機械警備の委託料に対する債務負担及び教育委員会校務用パソコン等のリース期間満了に伴い、新たな契約締結のための借上料に対する債務負担の追加です。期間、限度額は記載のとおりです。7 ページをお願いします。地方債の補正です。災害復旧事業の財源として、公共土木施設現年災害復旧事業債 1,390 万円を追加します。一般会計は以上です。続きまして、国保特別会計補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 68 号、令和 6 年度砥部町国民健康保

険事業特別会計補正予算第3号ですが、第1条では、今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算に1,046万8,000円追加し、補正後の総額を22億4,539万8,000円に、直営診療施設勘定の歳入歳出予算に99万1,000円追加し、補正後の総額を5,584万9,000円としています。令和6年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いします。事業勘定の歳出です。1款総務費は、13万8,000円増額します。国保連合会負担金の追加です。2款保険給付費は、386万6,000円増額します。高額療養費の追加などです。5款保健事業費は、45万円増額します。人件費の追加です。7款諸支出金は、601万4,000円増額します。県交付金超過交付分を返還いたします。2ページをお願いします。歳入です。財源として、4款県支出金を386万6,000円、5款繰入金を13万8,000円、6款繰越金を267万6,000円、7款諸収入を378万8,000円増額します。5ページをお願いします。直営診療施設勘定の歳出です。1款総務費を99万1,000円増額します。人件費の追加などです。4ページをお願いします。歳入です。財源として、8款繰入金を99万1,000円増額します。国保特別会計は以上です。続きまして、介護保険特別会計補正予算書の1ページをお願いします。議案第69号、令和6年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号ですが、第1条では、保険事業勘定の歳入歳出予算に86万1,000円追加し、補正後の総額を23億4,844万円に、介護保険サービス事業勘定の歳入歳出予算に83万1,000円を追加し、補正後の総額を4,241万1,000円としています。令和6年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いします。保険事業勘定の歳出です。1款総務費を86万4,000円増額します。人件費の追加です。4款地域支援事業費を49万7,000円増額します。こちらも人件費の追加です。7款諸支出金を50万円減額いたします。一般会計へ繰り出す予定の国交付金が事業対象外となったためです。2ページをお願いします。歳入です。財源として、3款国庫支出金を124万2,000円減額し、4款支払基金交付金を22万8,000円、5款県支出金を10万7,000円、7款繰入金を52万6,000円、8款繰越金を118万2,000円増額します。介護保険特別会計は以上でございます。続きまして、とべの館特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第70号、令和6年度とべの館特別会計補正予算第1号ですが、第1条では、今回の補正は、歳入歳出予算に153万5,000円追加し、補正後の総額を5,406万1,000円としております。令和6年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いします。歳出です。1款館運営費を153万5,000円増額します。人件費の追加です。2ページをお願いします。歳入です。財源として2款繰越金を153万5,000円増額いたします。とべの館特別会計は以上でございます。以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○議長（三谷喜好） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） それでは、議案第71号、72号を一括で御説明申し上げます。まず初めに、議案第71号、令和6年度砥部町下水道事業会計補正予算第2号について御説明申し上げます。補正予算書の1ページをお開きください。議案第71号、令和6年度砥部町下水道事業会計補正予算第2号。第1条、令和6年度砥部町下水道事業会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。第2条、令和6年度砥部町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出につきまして、第1款下水道事業費用、第1

項営業費用で人件費の増額及び郵送料の値上げによる通信運搬費の増額により、補正予定額を63万4,000円増額し4億4,142万7,000円とし、第2項営業外費用で企業債の金利の引上げによる支払利息の増額により、補正予定額を340万円増額し638万5,000円とし、支出合計を4億4,887万2,000円とするものでございます。第3条、予算第4条本文括弧書中、不足する額と補填財源を次のとおり改めるとともに、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。支出につきまして、第1款下水道資本的支出、第1項建設改良費で、人件費の増額により補正予定額を122万3,000円増額し3億4,783万9,000円とし、第2項企業債償還金で企業債の金利引上げにより元金の償還額が減額となり、補正予定額を113万8,000円減額し1億6,590万2,000円とし、支出合計を5億1,376万9,000円とするものでございます。第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を183万7,000円増額し、5,903万4,000円とするものでございます。令和6年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で議案第71号の説明を終わります。続きまして、議案第72号、令和6年度砥部町水道事業会計補正予算第3号について御説明申し上げます。補正予算書の1ページをお開きください。議案第72号、令和6年度砥部町水道事業会計補正予算第3号、第1条、令和6年度砥部町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。第2条、令和6年度砥部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入につきまして、第1款水道事業収益、第1項営業収益で受託工事収益に不足が見込まれるため、補正予定額を2,800万円増額し3億7,227万8,000円とし、収入合計を4億1,393万9,000円とするものでございます。支出につきまして、第1款水道事業費用、第1項営業費用で電気料金の不足、修繕費の不足による増額、人件費及び開発工事の増加による工事請負費の増額により、補正予定額を3,923万8,000円増額し3億4,465万6,000円とし、支出合計を3億6,584万4,000円とするものでございます。第3条、予算第4条本文括弧書中、不足する額と補填財源を次のとおり改めるとともに、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。支出につきまして、第1款下水道資本的支出、第1項建設改良費で人件費の減額により、補正予定額を31万3,000円減額し4億2,056万5,000円とし、支出合計を5億7,937万6,000円とするものでございます。第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を23万6,000円増額し、3,626万円とするものでございます。令和6年12月6日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で議案第67号から議案第72号までの説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第67号から議案第72号までの6件については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号から議案第72号までの6件について、所管の常任委員会に付託する

ことに決定をいたしました。常任委員会に付託しました議案の審査報告につきましては、12月13日の本会議でお願いをいたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会にします。

午前10時59分 散会

令和6年第4回砥部町議会定例会（第3日）会議録

招集年月日	令和6年12月13日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和6年12月13日 午前9時30分 議長宣告		
出席議員	1 番 高橋久美 4 番 原田公夫 7 番 佐々木公博 10 番 松崎浩司 13 番 山口元之	2 番 日野恵司 5 番 柿本 正 8 番 小西昌博 11 番 大平弘子 15 番 平岡文男	3 番 木下敬二郎 6 番 東 勝一 9 番 佐々木隆雄 12 番 西岡利昌 16 番 三谷喜好
欠席議員	なし		
地方自治法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 大江章吾 企画財政課長 小中 学 商工観光課長 森本克也 保険健康課長 岩田恵子 子育て支援課長 堀潤一郎 農林課長 池田晃一 上下水道課長 松田博之 学校教育課長 伊達定真	副町長 門田敬三 総務課長 松田 勲 地域振興課長 善家孝介 税務課長 古川雅志 介護福祉課長 白形大伸 建設課長 門田 作 町民課長 土居 透 会計管理者 田邊敏之 社会教育課長 山本勝彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 藤田泰宏 専門員兼庶務係長 東山泰久		
傍 聴 者	1人		

令和6年第4回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- 日程第1 議案第57号 愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について
- 日程第2 議案第58号 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について
- 日程第3 議案第59号 指定管理者の指定について
(砥部町峡の館及び砥部町交流ふるさと研修の宿)
- 日程第4 議案第60号 指定管理者の指定について
(砥部町農村工芸体験館)
- 日程第5 議案第61号 指定管理者の指定について
(砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場)
- 日程第6 議案第62号 指定管理者の指定について
(砥部町文化会館及び砥部町立図書館)
- 日程第7 議案第63号 松山南高等学校砥部分校教育寮設置条例の制定について
- 日程第8 議案第64号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第65号 砥部町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第10 議案第66号 砥部町消防団条例の一部改正について
- 日程第11 議案第67号 令和6年度砥部町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第68号 令和6年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第69号 令和6年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第70号 令和6年度砥部町とべの館特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第71号 令和6年度砥部町下水道事業会計補正予算(第2号)

日程第 16 議案第 72 号 令和 6 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 17 発委第 3 号 砥部町議会委員会条例の一部改正について

日程第 18 議員派遣

・閉 会

令和6年第4回砥部町議会定例会

令和6年12月13日(金)

午前9時30分開議

○議長(三谷喜好) ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第57号 愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び  
組合規約の変更について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(三谷喜好) 日程第1、議案第57号、愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。面岡総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長(面岡利昌) 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第57号について、審査内容及び結果を御報告申し上げます。議案第57号については、津島水道企業団が今年度末をもって解散し、愛媛県市町総合事務組合から脱退することに伴い、組合規約を変更するもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第57号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(三谷喜好) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(三谷喜好) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(三谷喜好) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立をお願いいたします。

[全員起立]

○議長(三谷喜好) 全員起立です。着席してください。

よって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第58号 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(三谷喜好) 日程第2、議案第58号、愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。面岡総務産業建設

常任委員長。

○**総務産業建設常任委員長（面岡利昌）** 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第58号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第58号については、津島水道企業団が今年度末をもって解散し、愛媛県市町総合事務組合から脱退することに伴い、関係財産を処分するものです。審査において、委員からは、組合財産はどの程度あるのかとの質問に対し、愛媛県自治会館の土地・建物ほか退職手当基金積立金150億593万円などであるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第58号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○**議長（三谷喜好）** 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○**議長（三谷喜好）** 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○**議長（三谷喜好）** 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

[全員起立]

○**議長（三谷喜好）** 全員起立です。着席してください。

よって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第59号 指定管理者の指定について

(砥部町峡の館及び砥部町交流ふるさと研修の宿)

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○**議長（三谷喜好）** 日程第3、議案第59号、指定管理者の指定について、砥部町峡の館及び砥部町交流ふるさと研修の宿を議題といたします。委員長の報告を求めます。面岡総務産業建設常任委員長。

○**総務産業建設常任委員長（面岡利昌）** 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第59号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第59号については、砥部町峡の館及び交流ふるさと研修の宿の管理運営を行う指定管理者の指定を行うものです。審査において、委員からは、指定管理者はこれまでも実績があるとのことだが、各施設の売上げはどの質問に対し、今期はコロナ禍による影響が大きかったが、令和5年度実績は峡の館が約900万円、研修の宿が約300万円であったとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第59号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○**議長（三谷喜好）** 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います、討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 59 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第 4 議案第 60 号 指定管理者の指定について
(砥部町農村工芸体験館)

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第 4、議案第 60 号、指定管理者の指定について、砥部町農村工芸体験館を議題といたします。委員長の報告を求めます。面岡総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（面岡利昌） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 60 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 60 号については、砥部町農村工芸体験館の管理運営を行う指定管理者の指定を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 60 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います、討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 60 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第 5 議案第 61 号 指定管理者の指定について  
(砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場)  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第5、議案第61号、指定管理者の指定について、砥部町陶街道ゆとり公園及び砥部町田ノ浦町民広場を議題といたします。委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第61号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第61号については、砥部町陶街道ゆとり公園及び田ノ浦町民広場の管理運営を行う指定管理者の指定を行うものです。審査において、委員からは、指定管理料の提案額は毎年平準化された金額ではないのかとの質問に対し、人件費などの経費上昇も見込み、収支に応じて指定管理料が上がっていく提案となっており、5年間の総額では限度額の範囲内であるとの説明がありました。また、指定管理料について、委員から、前回と同じ事業者となるが、指定管理料の増減はどの質問に対し、令和2年度から6年度までの5年間は総額で1,180万5,000円だったので、2,000万円余り増加となるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第61号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第6 議案第62号 指定管理者の指定について
(砥部町文化会館及び砥部町立図書館)
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第6、議案第62号、指定管理者の指定について、砥部町文化会館及び砥部町立図書館を議題といたします。委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第62号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第62号については、砥部町文化会館及び町立図書館の管理運営を行う指定管理者の指定を行うものです。審査において、委員からは、これまでの実績のあった事業者から変わった理由はどの質問に対し、現在の事業者については応募がなかった。はっきりとした理由はわからないが、事前に話したところでは、全国で指定管理事業を展開しており、コロナ禍による事業見直しも一因ではないかとの説明が

ありました。また、従業員について、委員から、現在勤務している人の町内・町外の別はその質問に対し、町外の人も相当数いるが、パート勤務については町内の人が多いと思われるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 62 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立をお願いします。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 62 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第 7 議案第 63 号 松山南高等学校砥部分校教育寮設置条例の制定について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第 7、議案第 63 号、松山南高等学校砥部分校教育寮設置条例の制定についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。面岡総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（面岡利昌） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 63 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 63 号については、来年 4 月に開設する松山南高砥部分校の町営教育寮について、名称や寮費のほか、施設の運営に関する必要な事項を定めるものです。審査において、委員からは、運営委員会の委員のうち、町長が特に必要と認める者について、現場の意見が一番大事だと思うが、寮生は委員に入るのかとの質問に対し、審議事項には寮費などが想定されるため、利害関係者が委員に入ることは不適切と考えるとの説明がありました。それを受けて、委員からは、寮生から出される意見要望が行政に届く方法を一考願いたいとの要望がありました。以上のような審査を行い、議案第 63 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立をお願いいたします。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 63 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 64 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第 8、議案第 64 号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。面岡総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（面岡利昌） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 64 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 64 号については、人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づき、議会議員と特別職の期末手当並びに職員と会計年度任用職員の給与額等を改定するため、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 64 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに御賛成の方の御起立を願います。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 64 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第 65 号 砥部町公共下水道条例の一部改正について  
(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第 9、議案第 65 号、砥部町公共下水道条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。面岡総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（面岡利昌） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 65 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 65 号については、流域治水関連法の施行に伴い、排水設備工事指定工事店以外の業者でも雨水を一時的に貯留、地下浸



透させる施設を設置可能とするほか、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 65 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立をお願いいたします。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 65 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第 10 議案第 66 号 砥部町消防団条例の一部改正について
(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第 10、議案第 66 号、砥部町消防団条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。西岡総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（西岡利昌） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 66 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 66 号については、砥部町消防団の定員確保及び組織力の強化を目的に機能別分団を新設するため、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 66 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立をお願いいたします。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第 66 号は、委員長の報告のとおり可決されました。



- 日程第 11 議案第 67 号 令和 6 年度砥部町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 12 議案第 68 号 令和 6 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 議案第 69 号 令和 6 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 70 号 令和 6 年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 71 号 令和 6 年度砥部町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 72 号 令和 6 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 3 号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（三谷喜好） 日程第 11、議案第 67 号、令和 6 年度砥部町一般会計補正予算第 4 号から日程第 16、議案第 72 号、令和 6 年度砥部町水道事業会計補正予算第 3 号までの 6 件を一括議題といたします。委員長の報告を求めます。佐々木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐々木隆雄） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算 3 件について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 67 号、令和 6 年度砥部町一般会計補正予算第 4 号のうち、当委員会所管の主なもの、民生費では、身寄りのない住民が死亡し、町で一時的に預かる遺留金品を処分するため、相続財産清算人の選任申立てにかかる手数料 30 万円を追加しています。また、介護保険特別会計からの繰入金 50 万円を減額し、一般財源との財源組替を行っています。教育費では、宮内小の窓落下防止留め具修繕ほか、小学校の修繕料 183 万 7,000 円を追加しています。審査において、委員から、昨年暮れにも、身寄りのない住民が町営住宅で亡くなる事案があったが、今回も同様かとの質問に対し、今回は自宅で亡くなられていた。これまでもそういう事案はあったが、葬祭費用に充てると遺留金品は残らないのがほとんどで、今回のような事案はまれであるとの説明がありました。また、財源組替について、委員から、補聴器購入費補助金の財源として見込んでいた国庫補助金が今回対象外になったのはなぜかとの質問に対し、国の補助金は介護予防教室で早期発見、要介護度の悪化を抑制して次の施策に反映するような一連のサイクルが対象となるため、来年度事業に活かしてまいりたいとの説明がありました。さらに、小学校の修繕料について、委員から、先日、宮内小で廊下の網戸が外部に落下したことによる車両の損傷事故があったが、今回の修繕はそれを受けてのことかとの質問に対し、今回の修繕は、教室と廊下の間にある窓の落下防止ストッパーが劣化したことによるものであり、他の小学校では問題ないことを確認しているとの説明がありました。次に、議案第 68 号、令和 6 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号は、事業勘定に 1,046 万 8,000 円、直営診療施設勘定に 99 万 1,000 円それぞれ増額しています。支出の主なものは、人件費を追加するほか、受診件数の増加に伴い、不足が見込まれる一般被保険者高額医療費の負担金 370 万 5,000 円と、実績に基づき精算する保険給付費等交付金の償還金 601 万 4,000 円を追加するもので、特に委員から質疑はありませんでした。次に、議案第 69 号、令和 6 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号は、保険事業勘定に 86 万 1,000 円、介護サービス事業勘定に 83 万 1,000 円それぞれ増額しています。支出の主なものは、人件費の追加と、財源に充てていた国交付金が減額されたことに伴い、一般会計へ

の繰出金 50 万円を減額するもので、特に委員から質疑はありませんでした。よって、議案第 67 号から第 69 号までの 3 議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 面岡総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（面岡利昌） 総務産業建設常任委員会に付託されました、補正予算 4 件について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。初めに、議案第 67 号、令和 6 年度砥部町一般会計補正予算第 4 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、農林水産業費では、能開法の改正により、国家検定として林業技能検定が追加されたことに伴い、受験費用に対する補助金 5 万 6,000 円を追加しています。商工費では、台湾の新北市鶯歌区との国際交流覚書締結等に伴い、現地語版の観光パンフレットが不足しているため、印刷製本費 55 万円を追加しています。土木費では、町道宮内上組線の役場前交差点を改良するため、詳細設計、分筆登記及び土地鑑定にかかる委託料 726 万 7,000 円を追加しています。審査において、委員から、林業技能検定受験の補助について、これから従事する人にとっては必須となる資格かとの質問に対し、従事者のスキルアップが目的なので、すぐさま有利に働くわけではないが、有資格者が在籍しているということで会社の信頼性が向上するなど効果が見込まれるとの説明がありました。また、台湾・鶯歌区との覚書締結に関連して、委員から、名称が国際交流覚書となっているが、外国との姉妹都市提携と同程度の認識で構わないかとの質問に対し、姉妹都市や友好都市など呼び名は様々あるが、内容的には同程度であるとの説明でありました。さらに、町道改良に伴う分筆登記等については、委員から、前面道路の幅員が 4 メートル未満の場合は、建築基準法で道路の中心から 2 メートルの後退をさせるのが一般的だが、今回は町の方で分筆登記して用地買収するのかとの質問に対し、道路後退は都市計画区域内における要件であり、本件については区域外のため町の方で行うとの説明がありました。議案第 70 号、令和 6 年度砥部町とべの館特別会計補正予算第 1 号は、153 万 5,000 円増額しています。支出の主なものは、人件費の追加で、特に委員から質疑はありませんでした。次に、議案第 71 号、令和 6 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 2 号は、収益的支出を 403 万 4,000 円、資本的支出は 8 万 5,000 円をそれぞれ増額しています。支出の主なものは、人件費を追加するほか、公共下水道事業において、企業債の金利引上げに伴う企業債利息 340 万円の追加及び企業債償還金 113 万 8,000 円を減額するものです。審査において、委員から、企業債の金利引上げ幅は、また、固定金利での契約となっているのかとの質問に対し、今回は平成 20 年度・25 年度・30 年度に借り入れたものが対象で、これまで 0.002%だったのが 0.5%に引き上げられた。また、金利は固定ではなく、5 年見直しになっているとの説明がありました。次に、議案第 72 号、令和 6 年度砥部町水道事業会計補正予算第 3 号は、収益的支出を 3,923 万 8,000 円増額、資本的支出を 31 万 3,000 円減額しています。支出の主なものは、人件費補正のほか、開発工事等が増加したことに伴う工事請負費 2,800 万円と、不足が見込まれる給排水施設の修繕費 760 万円を追加するもので、特に委員から質疑はありませんでした。よって、議案第 67 号及び第 70 号から第 72 号までの 4 議案については、いずれも適正な補正が認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（三谷喜好） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は、1件ごとに行います。

議案第67号、令和6年度砥部町一般会計補正予算第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第67号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第67号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第68号、令和6年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第68号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第68号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第69号、令和6年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてを討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第69号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第69号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第70号、令和6年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号についてを討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第70号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第71号、令和6年度砥部町下水道事業会計補正予算第2号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第71号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第71号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第72号、令和6年度砥部町水道事業会計補正予算第3号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

議案第72号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、議案第72号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第17 発委第3号 砥部町議会委員会条例の一部改正について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（三谷喜好） 日程第17、発委第3号、砥部町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。松崎議会運営委員長。

○議会運営委員長（松崎浩司） 発委第3号、砥部町議会委員会条例の一部改正について。砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。令和6年12月13日提出、砥部町議会議長三谷喜好様。砥部町議会運営委員長松崎浩司。提案理由でございますが、次の一般選挙から議員定数が15人となることに伴い、常任委員会の定数の改正を行うため、提案するものでございます。なお、改正案につきましては、お手元に配付いたしました新旧対照表のとおりでございます。以上、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三谷喜好） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

[全員起立]

○議長（三谷喜好） 全員起立です。着席してください。

よって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第18 議員派遣

○議長（三谷喜好） 日程第18、議員派遣を議題とします。

お諮りします。団体からの要請等により議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員については、議長に一任を願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定をしました。

お諮りいたします。各委員長より、閉会中の継続調査の申出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三谷喜好） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いいたします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、連日、終始熱心な御審議を賜り、全議案を御議決いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。会期中に賜りました様々な御提案や御指摘につきましては、今後の町政運営に活かすとともに、新体制へ引き継いでまいりますので、議員の皆様の一層の御指導・御鞭撻をお願い申し上げます。私にとりまして最後となる議会が終わりましたが、今、惜別の想いととも、胸に込み上げてまいりますのは、やはり、これまでの御支援に対する感謝の気持ちです。12年間の長きにわたり、砥部町のかじ取りを託していただいた町民の皆様、町政運営の両輪として御指導いただいた議員の皆様、そして、私の政策を実現するため、ともに汗を流してくれた職員の皆様への感謝の想いを胸に、残された任期を精一杯努める所存でございます。議員の皆様におかれましては、年末年始に向け、それぞれの立場で多忙な日々を過ごされるものと思いますが、くれぐれも御自愛いただき、砥部町発展に、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 以上をもって令和6年第4回砥部町議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前10時14分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長 三 谷 喜 好

砥部町議会議員 小 西 昌 博

砥部町議会議員 佐 々 木 隆 雄